令 和 7 年

第２回神戸町議会定例会会議録

令和 7 年 3 月 3 日　開会
令和 7 年 3 月 13 日　閉会

岐阜県神戸町議会

令和７年第２回神戸町議会定例会会議録目次

第　１　号　（３月３日）

開会 …… ３

会議録署名議員の指名について …… ３

会期の決定について …… ３

報第１号について（提案説明・質疑） …… ３

議第３号から議第７号までについて（提案説明・質疑・討論・採決） …… ４

議第８号から議第28号までについて（提案説明） …… １０

散会 …… ５２

第　２　号　（３月12日）

開議 …… ５６

一般質問 …… ５６

深　貝　仁　則　君 …… ５６

小　川　榮　一　君 …… ５９

宮　嶋　健太郎　君 …… ６３

鈴　木　愛　子　君 …… ７１

散会 …… ８１

第　３　号　（３月13日）

開議 …… ８５

議第８号について（質疑・討論・採決） …… ８５

議第９号について（質疑・討論・採決） …… ８５

議第10号について（質疑・討論・採決） …… ８６

議第11号について（質疑・討論・採決） …… ８６

議第12号について（質疑・討論・採決） …… ８７

議第13号について（質疑・討論・採決） …… ８７

議第14号について（質疑・討論・採決） …… ８８

議第15号について（質疑・討論・採決） …… ８８

議第16号について（質疑・討論・採決） …… ８９

議第17号について（質疑・討論・採決） …… ８９

議第18号について（質疑・討論・採決） …… ９０
議第19号について（質疑・討論・採決） …… ９０
議第20号について（質疑・討論・採決） …… ９０
議第21号について（質疑・討論・採決） …… ９１
議第22号について（質疑・討論・採決） …… ９１
議第23号について（質疑・討論・採決） …… ９２
議第24号について（質疑・討論・採決） …… ９２
議第25号について（質疑・討論・採決） …… ９３
議第26号について（質疑・討論・採決） …… ９３
議第27号について（質疑・討論・採決） …… ９４
議第28号について（質疑・討論・採決） …… ９４
議第29号について（提案説明・質疑・討論・採決） …… ９５
議第30号について（提案説明・質疑・討論・採決） …… ９６
議第31号について（提案説明・採決） …… ９７
町議第１号について（委員長報告・採決） …… ９８
町議第２号から町議第５号までについて（提案説明・質疑・討論・採決） …… ９８
閉会 …… １０４

令和７年第２回神戸町議会定例会付議議案

報第１号　専決処分の報告について

議第３号　令和６年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議第４号　令和６年度神戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議第５号　令和６年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計補正予算（第１号）

議第６号　下水管布設（Ｒ６補・面整備）第１工区工事の請負変更契約について

議第７号　下水管布設（Ｒ６補・面整備）第２工区工事の請負変更契約について

議第８号　神戸町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

議第９号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議第10号　神戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び神戸町税条例の一部を改正する条例について

議第11号　神戸町監査委員条例等の一部を改正する条例について

議第12号　神戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び神戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議第13号　神戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議第14号　神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第15号　神戸町移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第16号　神戸町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例について

議第17号　神戸町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議第18号　神戸町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議第19号　令和６年度神戸町一般会計補正予算（第５号）

議第20号　令和７年度神戸町一般会計予算

議第21号　令和７年度神戸町国民健康保険特別会計予算

議第22号　令和７年度神戸町後期高齢者医療特別会計予算

議第23号　令和７年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計予算

議第24号　令和７年度神戸町学校給食事業特別会計予算

議第25号　令和７年度神戸町水道事業会計予算

議 第２６号　令和７年度神戸町下水道事業会計予算

議 第２７号　町道路線の認定について

議 第２８号　町道路線の変更について

議 第２９号　令和６年度神戸町一般会計補正予算（第６号）

議 第３０号　人権擁護委員候補者の推薦について

議 第３１号　教育委員会教育長の任命について

町議第１号　上水道特別委員会の廃止について

町議第２号　神戸町議会委員会条例の一部を改正する条例について

町議第３号　神戸町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

町議第４号　神戸町議会会議規則の一部を改正する規則について

町議第５号　神戸町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

令 和 7 年 第 2 回 神 戸 町 議 会 定 例 会

（ 第 1 号 ）

令 和 7 年 3 月 3 日 （ 月 曜 日 ）

議　事　日　程（第１号）

令和７年３月３日（月曜日）午前９時30分開議

日程第１　会議録署名議員の指名について

日程第２　会期の決定について

日程第３　報第１号　専決処分の報告について

日程第４　議第３号　令和６年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

日程第５　議第４号　令和６年度神戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第６　議第５号　令和６年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計補正予算（第１号）

日程第７　議第６号　下水管布設（Ｒ６補・面整備）第１工区工事の請負変更契約について

日程第８　議第７号　下水管布設（Ｒ６補・面整備）第２工区工事の請負変更契約について

日程第９　議第８号　神戸町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

日程第10　議第９号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第11　議第10号　神戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び神戸町税条例の一部を改正する条例について

日程第12　議第11号　神戸町監査委員条例等の一部を改正する条例について

日程第13　議第12号　神戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び神戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14　議第13号　神戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第15　議第14号　神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第16　議第15号　神戸町移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第17　議第16号　神戸町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第18　議第17号　神戸町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第19　議第18号　神戸町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第20　議第19号　令和６年度神戸町一般会計補正予算（第５号）

日程第21　議第20号　令和７年度神戸町一般会計予算

日程第22　議第21号　令和７年度神戸町国民健康保険特別会計予算

日程第23　議第22号　令和７年度神戸町後期高齢者医療特別会計予算

日程第24　議第23号　令和７年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計予算

日程第25　議第24号　令和７年度神戸町学校給食事業特別会計予算

日程第26　議第25号　令和７年度神戸町水道事業会計予算

日程第27　議第26号　令和７年度神戸町下水道事業会計予算

日程第28　議第27号　町道路線の認定について

日程第29　議第28号　町道路線の変更について

出席議員（１０名）

議　長	飯　沼　　満　君	副議長	小　川　榮　一　君
１　番	深　貝　仁　則　君	２　番	大　場　光　晴　君
３　番	宮　嶋　健太郎　君	５　番	西　脇　博　文　君
６　番	林　　利　雄　君	７　番	宮　嶋　三　郎　君
９　番	宮　川　一　美　君	10　番	鈴　木　愛　子　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町　　長	藤　井　弘　之　君	副　町　長	金　指　義　樹　君
教　育　長	宇　野　秀　宣　君	総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	河　出　真　志　君
民生部長兼 健康福祉課長	石　原　宏　一　君	産業建設部長兼 企業誘致推進室長	土　屋　典　生　君
教育部調整監兼 生涯学習課長	小　野　　健　君	会計管理者兼 税務課長	藤　井　徳　明　君
まちづくり 戦略課長	和　藤　潤　司　君	住民保険課長	末　村　春　美　君
子ども家庭課長	清　水　利　恵　君	建設課長	堀　　智　君
産業環境課長	佐　藤　森　行　君	上下水道課長	立　木　正　一　君
教育課長	大　坪　由　美　君		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹　下　政　文	書　　記	前　田　有　香

午前９時30分　開会

○議長（飯沼　満君）　皆さん、おはようございます。

新聞を見ておりますと、岩手県大船渡市ですか、５日間にわたっていまだにまだ鎮火の模様も見えずに、非常に大きな災害に見舞われております。かつて日本でないような山火事ということで。

非常に昨日まで乾燥しておりましたが、今日はまたお天気が悪くて雨ということでして、二、三日前は非常に暖かかったわけですが、三寒四温ですか、この頃の季節はこんな天気が続くかなと。これで木々の桜の芽もつぼみが少し大きくなりまして、いよいよ春を迎えるのかなと思っております。

では、ただいまから令和７年第２回神戸町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

○議長（飯沼　満君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第126条の規定により、会期を通じ、４番　小川榮一君、５番　西脇博文君の御両名にお願いします。

会期の決定について

○議長（飯沼　満君）　日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から３月13日までの11日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から３月13日までの11日間に決定しました。

報第１号について（提案説明・質疑）

○議長（飯沼　満君）　日程第３、報第１号　専決処分の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長　金指義樹君。

○副町長（金指義樹君）　おはようございます。

それでは初めに、専決処分をさせていただきました１議案につきまして御説明を申し上げます。

日程第３、報第１号　専決処分の報告についてです。

地方自治法第180条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告するものでございます。

１枚おめくりをいただきまして、専第１号　専決処分書。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

１．損害賠償の額は１万2,050円。

２．損害賠償の相手方並びに３．事故の概要は記載のとおりであります。

なお、この損害賠償額は、町が加入いたします全国自治協会自動車損害共済保険にて全額適用をいたしました。

令和７年２月12日付にて専決処分をさせていただきましたので、御報告させていただきます。

以上、専決処分をさせていただきました議案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（飯沼　満君）　これより報第１号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はありませんので、報第１号　専決処分の報告については報告済みといたします。

議第３号から議第７号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第４、議第３号　令和６年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、日程第５、議第４号　令和６年度神戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）、日程第６、議第５号　令和６年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計補正予算（第１号）、日程第７、議第６号　下水管布設（Ｒ６補・面整備）第１工区工事の請負変更契約について、日程第８、議第７号　下水管布設（Ｒ６補・面整備）第２工区工事の請負変更契約について、以上５議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長　金指義樹君。

○副町長（金指義樹君）　それでは続きまして、本日提案させていただき採決賜ります５議案につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、日程第４、議第３号　令和６年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を御説明申し上げます。

補正予算書を御覧いただきたいと思います。

令和６年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

それでは、最終７ページを御覧いただきたいと思います。

歳出から御説明を申し上げます。

初めに、款２保険給付費、項１療養諸費、目１療養給付費は、歳入の普通交付金の減額に伴います財源内訳の変更のみで、補正額はございません。

その下、款３国民健康保険事業費納付金、項１医療給付費分、その下、項２後期高齢者支援金等分につきましては、いずれも財源内訳の変更のみで、補正額はございません。

５ページにお戻りをいただきたいと思います。

歳入について御説明申し上げます。

款１項１目１国民健康保険税は、調定見込額の減に伴いまして、節１医療給付費分現年課税分を1,200万円、節２後期高齢者支援金分現年課税分を900万円、それぞれ減額するものです。

次に、款４県支出金、項１県補助金、目１保険給付費等交付金、節１普通交付金では、保険給付費の実績を見込みまして3,012万円の減額です。

その下、款６繰入金、項２目１基金繰入金では3,000万円の増額です。今申し上げましたように、保険税並びに普通交付金の減額を補うため、国民健康保険基金から繰り入れるものであります。

一番下段、款７項１目１繰越金は、確定をいたしました前年度繰越金2,112万円を計上しております。

以上、令和６年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の説明とさせていただきます。

次に、日程第５、議第４号　令和６年度神戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について御説明を申し上げます。

補正予算書を御覧いただきたいと思います。

令和６年度神戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ650万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億6,950万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

それでは、最終６ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

款２項１目１後期高齢者医療広域連合納付金では、節18負担金補助及び交付金の保険料等負

担金で474万5,000円の増額です。こちらは、県の広域連合からの提示によるものであります。

その下、款３諸支出金、項２繰出金、目１一般会計繰出金では、前年度までの繰越金の精算分として175万5,000円を増額するものであります。

５ページにお戻りをいただきまして、歳入でございます。

初めに、款１項１後期高齢者医療保険料では、目１特別徴収保険料で1,155万円の増額、その一方、目２普通徴収保険料では1,341万6,000円の減額、それぞれ調定見込額に応じまして、現年度分を補正するものであります。

その下、款４項１目１繰越金は、確定いたしました前年度繰越金797万2,000円を計上しております。

一番下、款５諸収入、項４目１雑入では、令和５年度分の保健事業費負担金の精算分として39万4,000円の増額です。

以上、令和６年度神戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についての説明とさせていただきます。

続きまして、日程第６、議第５号　令和６年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計補正予算（第１号）について御説明を申し上げます。

補正予算書をお願いいたします。

令和６年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ150万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,950万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区別及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

それでは、こちらの最終６ページをお願いいたします。

歳出から御説明を申し上げます。

初めに、款１項１もちのき園運営事業費、目１運営費では、節１報酬で50万円の減額です。実績により、会計年度任用職員の報酬と期末手当で減額するものであります。

次に、款２項１たんぽぽ学園運営事業費、目１運営費では、こちらも実績に合わせまして、節１報酬では会計年度任用職員報酬で20万円の減額、また節２給料から節４共済費までの人件費では差引き全体で80万円の減額であります。

続いて、５ページにお戻りください。

歳入について御説明を申し上げます。

初めに、款１障がい福祉サービス費、項２障害児通所給付費、目１児童発達支援費では、利

用人数及び利用回数の増によりまして30万円の増額。

次に、款３繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金で490万円の減額です。こちらは、障がい福祉サービス費の収入増及び前年度繰越金の確定によるものであります。

その下、款４項１目１繰越金は、確定をいたしました前年度繰越金312万円を計上しております。

一番下、款５諸収入、項２目１雑入は、予算額調整のため、その他雑入で２万円の減額であります。

以上、令和６年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計補正予算（第１号）についての説明とさせていただきます。

続きまして、日程第７、議第６号　下水管布設（Ｒ６補・面整備）第１工区工事の請負変更契約についてです。

次のとおり、請負変更契約を締結するため、神戸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものです。

記としまして、３．契約の金額、変更前6,963万円、変更後5,967万600円。これは、昨年６月定例会で御議決をいただきました工事請負契約の契約金額の変更で、差引き995万9,400円の減額であります。

主な減額の理由でございますが、工事場所の瀬古地内の管渠工事に際しまして、工区内の大部分の地質で地下水位が高く、一部の路線において施工中に地盤や地山の崩壊が著しい箇所が存在いたしました。周辺への影響を考慮し、当初設計の開削工法から推進工法等への工法の変更を検討いたしましたが、工法変更によりまして年度内完成が見込めないことから、当該箇所を不施工としたことによる減額であります。

次に、日程第８、議第７号　下水管布設（Ｒ６補・面整備）第２工区工事の請負変更契約についてです。

提案文につきましては、前議案と同様でございますので、省略をさせていただきます。

記として、３．契約の金額、変更前6,105万円、変更後6,744万1,000円。こちらも昨年６月の定例会で御議決をいただきました工事請負契約の契約金額の変更でありまして、差引き639万1,000円の増額であります。

主な増額の理由でありますが、第１工区と同様に、工事場所の瀬古地内において、工区内の大部分が非常に緩い粘土質であり、埋め戻しに適さない地質でありました。そのため、路床土の関係で、良質土に置き換える必要が生じたため、置き換えた良質土の発生分並びに粘土層部分の残土の処分費による増額分、さらには地下埋設物の撤去費等によるものであります。

以上、５議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜り、御議決いただきますよう

お願い申し上げます。提案説明を終わります。

○議長（飯沼　満君）　議第３号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第３号　令和６年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議第４号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第４号　令和６年度神戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議第５号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第５号　令和６年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議第６号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

西脇博文君。

○５番（西脇博文君）　ただいま議第６号について説明を受けたわけでございますけれども、地質によって工法が変更されたというふうに理解をしました。

それで、結局不施工という形で減額となったというふうにお聞きしたわけですけれども、不施工というのは具体的にどういう意味なんでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　上下水道課長　立木正一君。

○上下水道課長（立木正一君）　ただいま御質問がありました不施工というところの認識でございますが、今年度はその部分を省いて工事を施工しないということで、今年度減額ということでお願いをしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（飯沼　満君）　西脇博文君。

○５番（西脇博文君）　ということは、まだこれから議案に出てくるかと思いますけれども、来年度の予算には反映されるというふうな認識でよろしいでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　上下水道課長　立木正一君。

○上下水道課長（立木正一君）　来年度早々の発注に向けて、検討をして、工法の決定次第設計をして、来年度早々の発注ということで今進めております。

○議長（飯沼　満君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第６号　下水管布設（Ｒ６補・面整備）第１工区工事の請負変更契約については、原案のとおり可決されました。

次に、議第７号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第７号　下水管布設（Ｒ６補・面整備）第２工区工事の請負変更契約については、原案のとおり可決されました。

議第８号から議第28号までについて（提案説明）

○議長（飯沼　満君）　日程第９、議第８号　神戸町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、日程第10、議第９号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、日程第11、議第10号　神戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び神戸町税条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第11号　神戸町監査委員条例等の一部を改正する条例について、日程第13、議第12号　神戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び神戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第13号　神戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、日程第15、議第14号　神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第16、議第15号　神戸町移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第16号　神戸町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第17号　神戸町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第18号　神戸町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、日程第20、議第19号　令和６年度神戸町一般会計補正予算（第５号）、日程第21、議第20号　令和７年度神戸町一般会計予算、日程第22、議第21号　令和７年度神戸町国民健康保険特別会計予算、日程第23、議第22号　令和７年度神戸町後期高齢者医療特別会計予算、日程第24、議第23号　令和７年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計予算、日程第25、議第24号　令和７年度神戸町学校給食事業特別会計予算、日程第26、議第25号　令和７年度神戸町水道事業会計予算、日程第27、議第26号　令和７年度神戸町下水道事業会計予算、日程第28、議

第27号　町道路線の認定について、日程第29、議第28号　町道路線の変更について、以上21議案を一括議題とします。

この際、町長　藤井弘之君から令和７年度の施政方針について発言を求められています。よって、これを認めます。

町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　おはようございます。

本日、令和７年第２回議会定例会が開会されるに当たり、会期を本日から３月13日までの11日間と御決定をいただきました。会期中の各常任委員会を含め、議員各位には御審議等どうぞよろしくお願いいたします。

また、ただいまは、専決処分の報告をはじめ、令和６年度国民健康保険特別会計補正予算等５つの議案につきまして御議決を賜り、ありがとうございました。

昨年を振り返りますと、元日に発生しました最大震度７を記録した能登半島地震をはじめ、全国各地で地震や豪雨災害等、自然災害による甚大な被害が発生しました。そして、神戸町においても、台風10号による大雨の影響で、町内を流れる奥川の溢水により初めて避難指示を発令するなど、改めて地震や豪雨災害の恐ろしさを痛感する一年となりました。

こうした自然災害に対し、被害を最小限に抑え、かけがえのない町民の生命、財産を守るため、今後も引き続き防災・減災対策を強化し、町民の安全を確保するための取組を進めていく必要性を強く感じております。

さて、本年度も余すところあと僅かになってまいりました。議員皆様方をはじめ、町民各位の御指導と御協力を賜り、令和６年度の諸事業を順調に進めてこられましたことに対し、ここに厚くお礼を申し上げ、令和７年度の施政方針を述べさせていただきます。

初めに、我が国の経済は、政府の経済見通しによると、高水準の賃上げや史上最高水準となる企業の設備投資による内需が牽引する形で、日本の景気は全体的に緩やかな回復傾向を続けている状況にあります。

その一方で、欧米における高い金利水準や中国における不動産市場の停滞の継続など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇やアメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされております。

こうした中、神戸町におきましても、物価の高騰に加え、高齢化の進行による社会保障費の増加に直面するなど、多額の財政需要が見込まれ、引き続き厳しい財政運営が続くと予想されますが、町民サービスの低下を招かないことを念頭に置きつつ、限られた財源を効果的に活用することが重要であると考えております。

神戸町では、令和７年度から向こう10年間のまちづくりの指針となる第６次総合計画を、町民、地域、事業者、関係団体の皆様に御協力をいただきながら、このほど策定をいたしました。

この計画では、町の将来像を「みんなの笑顔　未来へつなごう　ともに支えあうまち　ごうど」と掲げ、この将来像を実現するために、町民の皆様との対話を重ねながら、神戸町に将来にわたって笑顔で住み続けていただけるような施策を進めていきたいと考えております。

あわせまして、総合計画と同様に令和７年度に新たに改定いたしました神戸町まち・ひと・しごと創生、第３期総合戦略の着実な推進を図ることで、人口減少や地域の諸課題に対して、戦略的かつ積極的に取り組んでまいります。

さらに、私のマニフェストで掲げております「住み続けたいまち　ごうど」をつくるべく、強い使命感を持って町政運営を進めていきたいと考えております。

その一方で、今後も様々な施策を実行していくためには、健全な財政運営を堅持していくことが極めて重要であります。より足腰の強い行財政基盤の構築を図るため、長期的な視点に立ち、堅実、着実、誠実に町政運営を進めてまいります。

以上のことを踏まえ、令和７年度予算は、新たにスタートいたします第６次総合計画に掲げました町の将来像「みんなの笑顔　未来へつなごう　ともに支えあうまち　ごうど」の実現に向け、厳しい財政状況の中、限りある財源を効果的に配分するとともに、町民の声にしっかりと耳を傾け、心に寄り添いながら、より質の高いきめ細やかな行政サービスを提供するため、５つの基本目標であります「お互いに助け合う安心で優しいまちづくり」「住み続けたい快適で安全なまちづくり」「地域社会を支える人と文化を育むまちづくり」「魅力ある産業で活力を生み出すまちづくり」「住民と行政が力を合わせて創るまちづくり」を政策の柱において、予算を編成いたしました。

その結果、一般会計と特別会計及び企業会計を合わせました予算規模は138億7,000万円となり、対前年度当初比11.8％の増、また一般会計の総額につきましては、対前年度当初比15.4％増の87億9,000万円を計上いたし、過去最大規模となる予算案としたところであります。

それでは、新年度の重点施策につきまして、歳出の概要を総務部等４部門に分けまして御説明をさせていただきます。

初めに、総務部関係では、安全・安心なまちづくりを推進するため、引き続き防災・減災と防犯対策を行ってまいります。町政運営の基本は、町民の生命・財産を守ることであり、毎年全国各地で発生する地震や風水害等のあらゆる自然災害を教訓として、災害に強いまちづくりを一層推進してまいります。

まず、令和６年度から２か年継続事業で進めております防災行政無線のデジタル化更新事業は、令和６年度には親局並びに遠隔制御局の工事が完成し、令和７年度には戸別受信機を更新

してまいります。今後も引き続き、より効果的に情報発信ができるよう取り組んでまいります。

また、冒頭に申し上げましたとおり、台風10号の接近に伴う奥川の溢水による避難指示発令を教訓に、地域住民を浸水被害から守るため、町内４か所に河川監視カメラを導入し、適切なタイミングで的確な地域に避難情報を提供できる体制づくりに努めてまいります。

さらに、災害備蓄体制の拡充を図るため、物資輸送拠点に位置づけている中央公民館の西側駐車場に、新たに防災備蓄倉庫５基を設置いたします。今後も、防災資機材の保有率の向上並びに物資輸送拠点としての強化を図ってまいります。

そのほか、地震発生時の家具転倒事故防止のため、令和６年度より実施している高齢者等家具固定器具購入助成事業については、引き続き高齢者世帯等に対して家具固定器具を購入した費用の一部を助成してまいります。

次に、防犯対策としては、犯罪防止や抑止効果のため、令和５年度に防犯カメラ50台を設置いたしましたまちかど防犯カメラ設置事業につきましては、その適正な運用管理を図りながら、各区における防犯カメラ等設置事業と併せて、安心・安全なまちづくりに努めてまいります。

一方、交通安全対策では、引き続き自転車乗車用ヘルメットの購入に係る費用の助成制度を行ってまいります。ヘルメットの着用を促進するとともに、事故時の被害リスク軽減を目的に、この事業を継続していきます。

次に、通学定期券購入費用の３分の１を助成する制度であります通学定期券購入費助成事業は、子育て世代の経済的負担の軽減と公共交通機関の利用促進、移住・定住の促進の面から実施しており、保護者の皆様からも大変好評をいただいていることから、引き続き実施してまいります。

また、養老鉄道につきましては、沿線７市町で設立いたしました一般社団法人養老線管理機構において、鉄道施設の保有管理を担うとともに、継続的で安定的な運営、将来にわたって存続できるよう、国の補助制度を有効に活用して、引き続き財政支援を行ってまいります。

また、町の魅力発信につながる観光事業の推進については、これまで同様に、観光資源である神戸山王まつりやばら公園いこいの広場などを中心に、より効果的なＰＲに努めるとともに、養老鉄道広神戸駅前にあるごうど観光交流館「ひよしの里」を活用して、関係団体と連携して、交流人口の拡大に向け、神戸町の魅力を発信してまいります。

神戸町では、まちづくり活動の活性化と団体の育成を目的に、令和５年度からまちづくり活動助成金事業を実施しており、今年度は５つの団体に助成金を交付いたしました。引き続き、まちづくり団体やグループが行う創意工夫と情熱にあふれた自主的で公益性のある事業に対して、その活動を支援することで、まちづくりへの参画を促してまいります。

次に、秋の一大イベントとして開催いたしております神Ｆｅｓ！2025については、昨年から

これまでのどんとこい祭りの会場に場所を移して開催しております。このイベントにつきましては、まちのにぎわいの創出と人と人との交流につながればと考えております。

また、毎年５月にばら公園いこいの広場で開催する町のバラを町内外にＰＲするイベントについては、令和７年度よりＧＯＤＯローズフェスタと名称を変更して開催いたします。

続きまして、神戸町では令和６年２月15日にゼロカーボンシティ宣言を掲げ、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めております。

令和７年度は、地球温暖化対策のマスタープランと位置づけた地球温暖化対策実行計画を策定し、町全体として省エネルギーなどの対策による温室効果ガス排出量削減に取り組んでまいります。

また、次世代自動車購入補助金事業については、引き続き電気自動車等の次世代自動車を購入する町民及び町内事業者に対し、その購入費用の一部を助成してまいります。

次に、デジタル化の推進については、国が提供するガバメントクラウドを活用し、住民記録、固定資産税など20の業務について、標準準拠システムへの移行を進め、オンライン申請等、町民のさらなる利便性の向上を実現してまいります。

次に、民生部関係です。

初めに、子育て環境の充実として、安心して子供を産み育てることができるよう、町独自のもうすぐパパママ準備金事業等の支援事業と、国の支援給付金事業に加え、令和６年度より開始されました県の第２子以降出産祝い金支給事業等を併せたすくすくばら菜っこ応援事業を実施し、引き続き子育て家庭への経済的支援の充実を図ります。

また、産後健診に要した費用の一部を助成する産婦健康診査助成事業に加え、１か月児健康診査費用の助成も引き続き行うとともに、産婦が抱える育児不安の軽減やストレス緩和を促すため、保健師による全戸訪問の継続、また助産婦との連携による産後ケア事業の拡充を行い、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない伴走型支援を実施してまいります。

さらに、これまでの町内幼児園に通う３歳児から５歳児までの給食費の無料化や、令和６年度より開始いたしました町外の認定こども園や幼稚園などに通う３歳児から５歳児までの給食費についても、引き続き上限を定め助成してまいります。

このほか、お子さんが病気の際に自宅での保育が困難な家庭に対して一時的に保育する病児・病後児保育事業についても、引き続き町内医療機関に委託し実施してまいります。

また、令和６年度よりふれあいセンター１階の改修工事に着手しております（仮称）ごうど児童館については、令和７年７月の完成に向け工事を進めてまいります。今後は、遊びの提供や相談支援等の機能を併せ持つ新しい子供施設としての機能の充実を図ってまいります。

次に、地域福祉の推進として、子供から高齢者まで、また障がいがある方、生活困窮者等、

地域住民やその世帯が抱える複雑化・複合化した生活課題やニーズに対応するため、包括的に支援体制を構築する重層的支援体制の整備を進め、庁内全体の相談支援体制を充実させ、生きづらさを抱える地域住民の生活を支援してまいります。

一方、高齢者福祉の推進につきましては、聴力機能の低下が見られる高齢者の生活の質の維持と社会参加の促進を図るため、補聴器購入に係る費用の助成を引き続き実施してまいります。

また、ばらタクサービス事業は、大変好評を得ており、町外利用については、大垣市民病院、大垣徳洲会病院、西濃厚生病院の町外３つの指定医療機関に加え、令和７年度より池田町の新生病院を追加し、利用範囲を拡充してまいります。今後も外出が困難な在宅高齢者や障がいのある方の通院、買物などの送迎サービスとして支援していきたいと考えております。

さらに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組として、サロンなどの通いの場を活用したフレイル予防や生活習慣病の重症化予防施策を強化するとともに、今後も急速に増加が見込まれる認知症について、町民全体への正しい知識の普及と予防に取り組んでまいります。

そのほか、帯状疱疹ワクチンについては、国の方針により、高齢者等の重症化予防を目的に、令和７年度から定期予防接種となります。町では、定期予防接種の対象外である50歳以上の方、いわゆる任意接種の方に対し、引き続きワクチン予防接種費用の一部を助成してまいります。

次に、窓口サービスについては、令和６年度から開設した書かない窓口やおくやみ窓口等の住民の負担軽減を図るサービスを継続するとともに、手続のデジタル化に向けたシステム改修を実施し、住民の利便性の向上を図ってまいります。

次に、産業建設部関係です。

神戸町では、神戸町都市計画マスタープランの実現に向け、各種施策を実施しているところであります。

東海環状自動車道西回りルートは、来月４月６日に山県インターチェンジから本巣インターチェンジまでの開通が決定し、大野・神戸インターから本巣インターチェンジ間につきましては今年の夏頃の開通見通しが発表されております。

これにより、名神高速道路養老ジャンクションから東へ東海北陸自動車道、さらには中央自動車道や新東名高速道路へつながることで環状自動車道の効果が発揮され、神戸町の交通利便性が格段に向上するものと期待しております。

また、最後の未開通区間となります養老インターチェンジから三重県のいなべインターチェンジ間についても工事が進められており、一日でも早い全線開通を期待しているところでございます。

町といたしましては、東海環状自動車道のストック効果を最大限に生かすよう、令和３年度から組合施行による神戸町西座倉土地区画整理事業が実施されており、令和９年度の事業完成

に向け、本格的に道路、水路等の築造工事が開始されました。町といたしましては、令和７年度も引き続き当該事業を支援しながら、併せて優良企業の誘致を進めてまいります。

次に、東海環状自動車道大野・神戸インターチェンジへの重要なアクセス道路であります西座倉土地区画整理地内の主要地方道岐阜巣南大野線道路改良工事につきましては、令和６年度末に完成するとお聞きしております。

そのほか町道整備関係では、社会資本整備総合交付金を活用して、下宮34号線道路改良工事を実施してまいります。また、一昨年度から複数年をかけて施工しております通称、神戸街道や北一色南方１号線をはじめ、経年劣化した町道の舗装の打ち替え工事を実施するとともに、生活道路や排水路、区画線等の整備、修繕につきまして引き続き取り組んでまいります。

次に、能登半島地震の際に、多数の木造建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生し、尊い命が犠牲となりました。この地震により、改めて住宅耐震化の重要性が浮き彫りになったと感じております。町内には、現在の耐震基準を満たさない旧耐震基準で建てられた建物がありますので、それらの住宅の倒壊から生命と財産を守り、地震被害の軽減を図るため、旧耐震基準で建築された木造建築物の耐震補強工事の補助金について、令和７年度も町費を上乗せし補助を行うことで、さらなる住まいの耐震化を引き続き推進してまいります。

また、地籍調査については、公共事業の効率化や災害後における復旧の迅速化、さらには土地取引の円滑化を図るため、令和７年度から新たに着手することで、土地所有者及び地籍簿の明確化に努めてまいります。

産業関連事業では、令和６年度に引き続き、町単独の事業として元気な園芸農業サポート事業を実施していきます。これは、農業資材等の高騰による農業経営への影響を緩和するため、その経費の一部を補助するものです。これと同様に、中小企業に対しては、元気な中小企業・小規模事業者サポート事業を実施し、販路の開拓や拡大等の活動に対する費用の一部を補助してまいります。

一方、農業基盤施設につきましては、継続的に適正な維持管理に努めるとともに、県の補助金を活用して、老朽化した農業用排水路等の改修を図ってまいります。

また、生活環境関連といたしまして、現在進めております資源ごみ回収施設「エコプラザごうど」については、令和６年度に詳細設計を完了し、令和８年３月の完成に向け、工事に着手するとともに、運営開始に向け制度設計を進めてまいります。

次に、下水道事業では、国からの求めに応じ、令和６年度より、これまでの特別会計から地方公営企業法を適用した企業会計へ移行いたしました。そのことにより、今まで以上に経営状況の明確化と適正な財産管理を図ってまいります。

また、下水管渠の整備では、令和７年度は加納の一部の区域で約5.5キロメートルの幹線・

面整備工事を計画しており、快適な居住環境づくりのため事業を推進してまいります。

上水道事業につきましては、良質な水道水を安定的に供給するため、令和７年度より料金改定を実施いたしますが、引き続き現行の耐震基準に適合する耐震管への布設替え工事等を実施するとともに、計画的な施設更新や資金確保に取り組み、持続的な水道事業の運営に努めてまいります。

次に、教育委員会関係です。

初めに、小・中学校の給食費無償化事業について、子育て世帯の経済的負担を軽減するために、令和５年度から中学生の無償化を、令和６年度から小学生の無償化を実施しております。令和７年度におきましても引き続き給食費の無償化を行ってまいります。

また、放課後児童クラブの運営についても、令和６年度から専門性の高い民間事業者に運営業務の一部を委託し、質の高い保育の実施と安定した管理運営を行っております。あわせて、放課後児童クラブの夏休み期間中には、給食センターで調理した昼食の提供を行うことで、保護者の負担軽減を実施いたしました。令和７年度におきましても引き続き管理運営の民間事業者への一部委託及び夏休み期間中の昼食の提供を行ってまいります。

さらに、不登校児童・生徒への支援として令和６年度に開設いたしました校内教育支援センター「ばら菜ＲＯＯＭ」のさらなる充実と、不登校の子供たちへの支援を目的とした学校法人西濃学園との連携を強化することで、誰一人取り残されない学びの場の確保及び学びの多様化に対応してまいりたいと考えております。

次に、施設面では、学校施設においては、児童・生徒が安心・安全で快適な環境で授業や行事などの学校活動に取り組むことができるよう、施設の整備を進めてまいります。また、社会教育及びスポーツ施設についても、利用者に安全かつ安心して施設を利用していただけるよう、老朽化した施設の改修を計画的に進めてまいります。

具体的には、学校施設では、下宮小学校の屋内運動場に空調機器の設置工事を実施するほか、令和８年度に南平野小学校屋内運動場に空調機器を設置するための設計に着手いたします。社会教育・スポーツ施設の関係では、中央公民館について、大規模改修事業を都市再生整備計画に位置づけ、国の補助金を活用し、令和７年度から令和８年度の２か年事業として、大ホールなどのつり天井の改修及び大ホールの客席の改修を実施いたします。また、町民体育館についても、指定避難所として耐震性能を満たした施設とするため、国の補助金を活用し、町民体育館耐震補強計画の策定に着手いたします。

以上、重点施策を中心にその概要を申し上げました。

次に、歳入の概要につきまして御説明申し上げます。

初めに、町税では、令和６年度の賦課実績と国の施策で実施された令和６年度個人住民税の

定額減税による減収分の戻りを鑑み、町民税は個人と法人を合わせ対前年度当初比9.6％の増、また固定資産税につきましては、土地・家屋、償却資産を合わせて0.6％の減、これに軽自動車税と町たばこ税を加えた町税全体の予算額は3.7％増の27億7,472万8,000円となりまして、歳入に占める割合は31.6％となっています。

次に、地方交付税でございますが、令和６年度の交付決定額を基礎として算定するとともに、基準財政需要額の費用の中に新たに地域デジタル社会推進費及び地域推進員が創設されるなど、地方財源の確保が図られ、地方財政計画の伸び率等を勘案して、対前年度当初比6.2％増の17億2,000万円を計上いたしました。

次に、国庫支出金及び県支出金につきましては、補助対象事業による基準額により算出いたしまして、国庫支出金では対前年度当初比58.2％増の10億6,383万8,000円を、また県支出金も8.8％増の５億1,677万1,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、繰入金は８億2,000万1,000円を計上いたしました。主な内訳としましては、財政調整基金から４億4,700万円、ふるさと納税基金から２億円、公共施設整備基金から１億7,000万円を繰り入れ、基金を有効的に活用してまいります。

最後に、町債につきましては、地域公共交通再構築事業債やごうど児童館改修債、エコプラザごうど建設事業債、防災行政無線設備更新事業債、下宮小学校屋内運動場改修事業債などのハード事業に対して、合わせて合計７本を予定しておりまして、合計６億9,660万円を計上いたしました。

以上が一般会計の歳入の概要となります。

このほか、国民健康保険特別会計におきましては対前年度当初比同額の21億1,500万円を、また後期高齢者医療特別会計は3.6％増の３億7,600万円を、障がい福祉サービス事業特別会計におきましても対前年度当初比同額の6,100万円を、学校給食事業特別会計は2.4％減の１億2,400万円を、水道事業会計は18.7％増の４億1,300万円を、下水道事業会計は12.5％増の19億9,100万円を計上しております。

以上、新年度予算について御説明をさせていただきました。

今議会は、このほかに条例制定や一部改正等を合わせまして23議案を上程いたしております。各議案の詳細につきましては、この後、副町長及び産業建設部長より説明をいたしますので、格別なる御審議を賜りますようお願い申し上げまして、私の施政方針とさせていただきます。今議会、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（飯沼　満君）　ここで10時55分まで休憩いたします。

午前10時34分　休憩

午前10時55分　再開

○議長（飯沼　満君）　休憩を終わり、会議を続けます。

これより、提案理由の説明を求めます。

副町長　金指義樹君。

○副町長（金指義樹君）　それでは、町長の施政方針説明を受けまして、本日定例会に提案させていただきます条例の制定及び一部改正並びに令和６年度の一般会計の補正予算、令和７年度の各会計の当初予算等20議案について、順次御説明を申し上げます。

初めに、日程第９、議第８号　神戸町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてです。

神戸町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正に伴い、条例等の規定による手続等について、利便性の向上と行政運営の簡素化及び効率化を図るため、情報通信技術を利用する方法により行うことができるよう、必要な事項を規定するため、この条例を定めようとするものです。

１枚おめくりをいただき、神戸町条例第１号　神戸町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例。

以下、第１条の目的から６ページの第11条の委任及び７ページの附則から成る条例であります。

また、附則の中で、これまでの神戸町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例は廃止をいたします。

それでは、一番後ろに条例の概要がつけてございます。御覧いただきたいと思います。

神戸町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の概要です。

１．制定の趣旨は、１行目最終の部分から、通称、デジタル手続法の規定により、町における行政手続のうち、法令に基づく手続については、既にオンライン化することが可能となっている。

一方、条例等に基づく手続については、このデジタル手続法は適用されず、手続をオンライン化するには、個々の条例等において必要な規定を整備する必要がある。書面等の手続に加え、オンラインで可能となるよう、通則的な条例として本条例を制定することで、住民の利便性の向上と行政運営の簡素化及び効率化を図るものであります。

２．制定の内容です。

初めに、第１条では目的を定めております。

第２条の定義では、この条例で掲げる用語の意義について定めております。

第３条の情報システムの整備等では、町が講じなければならない情報システムの整備につい

て規定しております。

第４条の電子情報処理組織による申請等並びに第５条の処分通知等では、他の条例等により書面等で行うことが規定されている申請等や処分通知等について、当該他の条例等の規定に関わらず、オンラインにより行うことができるよう規定し、裏面にかけまして、第６条の電磁的記録による縦覧等並びに第７条、作成等では、他の条例等により書面等で行うことが規定されている縦覧等や作成等について、当該他の条例等の規定に関わらず、電磁的記録により行うことができるよう規定し、第８条の適用除外では、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要がある場合や既に他の条例等によりオンラインによる申請等が規定されている手続等については、今申し上げました第４条から第７条までの適用を除外するよう定めております。

第９条、添付書面等の省略では、他の条例等により申請等に添付することが規定されている書面について、町の機関等がその情報を入手し、または参照することができる場合には、当該他の条例等の規定に関わらず、添付を要しないよう定めています。

第10条の情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表では、インターネット等により随時公表するよう定めております。

第11条の委任では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めることとします。

３．附則では、この条例は令和７年４月１日から施行するものとし、本条例の制定に伴いまして、旧条例であります神戸町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例は廃止するものとします。

次に、日程第10、議第９号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてです。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮刑を廃止し、これに代えて拘禁刑が創設されたことに伴い、関係条例の規定を整理するため、この条例を定めようとするものです。

１枚おめくりをいただき、神戸町条例第２号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

第１条、神戸町功労者表彰条例の一部を次のように改正する。

第８条第１号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

以下、第５条の神戸町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正まで、合計５本の条例改正であります。これら条例の改正条文の次に、それぞれ対象となります５本

の条例の新旧対照表、最後に条例の概要がつけてございます。御覧いただきたいと思います。

条例の概要です。

１．制定の趣旨は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、「懲役」及び「禁錮刑」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」が創設されたことに伴い、関係する５つの条例の一部改正を行い、改正法の内容に沿った規定の整理をするため、この条例を制定するものであります。

２．制定の内容は、５本の条例改正であります。

初めに、第１条、神戸町功労者表彰条例の一部改正は、「禁固」を「拘禁刑」に改める。

第２条は神戸町個人情報保護法施行条例の一部改正で、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第３条の神戸町職員の給与に関する条例の一部改正、第４条の神戸町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正、第５条の神戸町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正では、それぞれ「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものであります。

５つの条例についての一部改正を一括で整理するものであります。

また、第６条の罰則の適用等に関する経過措置並びに第７条の人の資格に関する経過措置では、本条例の施行前の行為の処罰について、改正前の条例を適用するため、なお従前の例によるとの経過措置を設け、加えて、本条例により、改正前に条例が改廃された際に設けられた経過措置により、適用することとされている規定の包括的な読替規定を定めております。

一番下段、第８条では、神戸町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置について、改正刑法及び本条例の施行前に禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴された者は、拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなす旨、定めております。

裏面をお願いいたします。

この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行期日であります令和７年６月１日から施行するものであります。

次に、日程第11、議第10号　神戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び神戸町税条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び神戸町税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、この条例を定めようとするものです。

１枚おめくりをいただき、神戸町条例第３号　神戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する

条例及び神戸町税条例の一部を改正する条例。

第１条として、神戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文であります。

このページの中段、第２条として、神戸町税条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文となります。

附則として、この条例は令和７年４月１日から施行するものです。

引用いたします行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の条項のずれに伴う整理の改正のみであります。

なお、この次に新旧対照表がつけてございます。御参照いただければと思います。

続いて、日程第12、議第11号　神戸町監査委員条例等の一部を改正する条例についてです。

神戸町監査委員条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、地方自治法の一部改正に伴い、この条例を定めようとするものです。

１枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第４号　神戸町監査員条例等の一部を改正する条例。

第１条、神戸町監査委員条例の一部を次のように改正する。

第２条中「第243条の２の８第３項」を「第243条の２の９第３項」に改める。

その下、第２条、神戸町下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

同じように、改正条文であります。

その下、第３条、神戸町水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

同様に、改正条文であります。

附則といたしまして、施行期日については、公布の日から起算して２年６月を超えない範囲内において政令で定める日とされており、現時点では施行の日を定める政令は公布されておりませんので、地方自治法の一部を改正する法律附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日から施行するものとしております。

こちらも引用いたします地方自治法の条ずれに伴う整理の改正のみで、今御説明を申し上げました関係いたします３本の条例について整理するものであります。

なお、この後ろに新旧対照表がつけてございます。御参照いただければと思います。

次に、日程第13、議第12号　神戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び神戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び神戸町職員の育児休業等に関する条例の一

部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、この条例を定めようとするものです。

１枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第５号　神戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び神戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

第１条として、神戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、この勤務時間、休暇等に関する条例の改正条文が３ページ中段まで。

その次に、第２条といたしまして、神戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、育児休業に関する条例の改正条文、一番最後に附則から成る条例となっております。

この後ろには、改正いたします２つの条例の新旧対照表を、最後に改正点の概要がつけてございます。御覧いただきたいと思います。

改正点の概要です。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずるため、所要の改正を行うもので、併せて引用する規定の条項についても整理を行います。

２．改正の内容は、改正する条例は２本。

初めに、第１条、神戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正では、まず第８条の３関係では、該当する子に関する規定の文言の整理を行っております。

第８条の４関係では、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限についての改正で、超過勤務の免除の対象となる育児を行う職員の範囲を「３歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大するもの。

第16条の３並びに第16条の４関係では、仕事と介護との両立に資する制度について、その制度の周知をはじめ、制度等が利用しやすい勤務環境の整備に関する措置について、新たに規定するもの。

一番下段、第２条では、神戸町職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、第21条関係で引用いたします規定の条項について整理を行っております。

裏面をお願いいたします。

附則として、この条例は令和７年４月１日から施行するもので、経過措置として、本条例の施行日前に時間外勤務の制限の請求を行おうとする場合、規則で定めるところにより請求できるものとします。

次に、日程第14、議第13号　神戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてです。

神戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正に準じ、神戸町職員等に対する給料及び各種手当等の額を改正するため、この条例を定めようとするものです。

１枚おめくりをいただき、神戸町条例第６号　神戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

第１条として、神戸町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、職員の給与条例の改正条文及び改正する給料表が６ページまでになります。

その次、７ページには、第２条、神戸町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文。

その下に、第３条として、神戸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文がこのページ、７ページ下段まで。

最後に、第４条として、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文並びに８ページから９ページにかけまして附則から成る条例であります。

この後ろに改正をいたします４本の条例の新旧対照表、最後に改正点の概要となります。

それでは、改正点の概要を御覧いただきたいと思います。

１．改正の趣旨です。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正に準じ、神戸町職員等に対する給料及び各種手当等の額を改正するもので、より職務や職責重視の給料体系の整備をはじめ、扶養手当や通勤手当等の諸手当の見直しを行うものであります。

改正の内容は、改正する条例は４本。

初めに、第１条、神戸町職員の給与に関する条例の一部改正では、第６条関係では、昇給に関し、文言を追加するもの。

第10条及び附則第５項関係では、扶養手当の見直しについてでありまして、この表のとおり、配偶者手当を段階的に廃止する一方、子に係る手当を１万3,000円まで段階的に引き上げる改正。

第12条関係では、通勤手当の引上げについて、支給限度額を現行の５万5,000円から15万円に引き上げるもの。

第19条の２関係では、管理職員の特別勤務手当の支給対象となる時間帯の拡大の改正。

第21条の３関係では、定年前再任用短時間勤務職員等に対し、住居手当の支給を可能とする改正であります。

一番下段、別表、給料表の関係では、中間層や管理職級の職員の給料表の引上げを実施し、職務・職責重視の給料体系への見直しを行い、昇格により、より給与が大きく上昇する仕組みへと改正するものであります。

裏面をお願いいたします。

第２条の神戸町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正、第３条の神戸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正並びに第４条の地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正につきましては、この３つの条例改正につきましては、記載のとおり、さきの第１条の職員の給与条例の一部改正に準じまして、扶養手当や管理職員の特別勤務手当等々、同様の改正を行うことをはじめ、引用する規定の条項についての整理、さらには文言の整理を行っております。

附則として、この条例は令和７年４月１日から施行するものとし、給料表の改正に伴う号給の切替えや調整等を定めるほか、扶養手当の経過措置についても併せて定めております。

次に、日程第15、議第14号　神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、神戸町会計年度任用職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給割合を改正するため、この条例を定めようとするものです。

１枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第７号　神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文です。

その次に新旧対照表、最後に改正点の概要です。そちらを御覧いただきたいと思います。

改正点の概要です。

１．改正の趣旨。

会計年度任用職員に対して支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合を正規職員の支給水準に段階的に近づけるため、改正するものであります。

２．改正の内容は、①期末手当については、支給割合を現行の年間2.30月分から2.40月分に0.10月分上乗せする改正、②勤勉手当についても、支給割合を現行の年間0.50月分から1.00月

分に0.50月分上乗せする改正であります。期末手当と勤勉手当を合わせまして、令和７年度は年間3.40月分となります。

裏面をお願いいたします。

附則として、この条例は令和７年４月１日から施行するものとし、さらに附則の中で、令和７年度に支払います期末手当及び勤勉手当についての特例措置として、今御説明申し上げました支給割合となるよう規定をしております。

次に、日程第16、議第15号　神戸町移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとするものです。

１枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第８号　神戸町移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

神戸町移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第４条第６号中「第21条第２項第１号」を「第22条第２項第１号」に改める。

附則として、この条例は令和７年６月１日から施行するものです。

引用いたします高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の条ずれに伴う整理の改正のみであります。

なお、この次に新旧対照表がつけてございます。御参照いただければと思います。

次に、日程第17、議第16号　神戸町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行により、水道法施行令の一部が改正されたことに伴い、この条例を定めようとするものであります。

１枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第９号　神戸町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例。

神戸町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文であります。

その次に新旧対照表、最後の改正点に概要です。そちらを御覧いただきたいと思います。

改正点の概要です。

１．改正の趣旨は、２行目の後半から、水道法施行令の一部が改正され、これにより参酌基準である布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改正されたため、所要の改正を行うものであります。

２．改正の内容です。

詳細は次のページに一覧表として添付させていただいておりますが、まず(1)の第３条関係では、布設工事監督者の資格要件・経験年数の改正でありまして、学歴・学科要件における土木工学科以外の課程を追加するとともに、１級土木施工管理技士の認定合格者についても追加するもの。また、実務経験年数の見直しも併せて行います。

(2)の第４条関係では、水道技術管理者の資格要件・経験年数の改正でありまして、こちらも技術士や１級土木施工管理技士の認定合格者を追加し、実務経験年数についても見直しを行う改正であります。

３．施行期日として、この条例は令和７年４月１日から施行するものであります。

次に、日程第18、議第17号　神戸町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、この条例を定めようとするものです。

１枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第10号　神戸町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

神戸町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文です。

その次に新旧対照表、最後に改正点の概要がつけてございます。御覧いただきたいと思います。

改正点の概要です。

１．改正の趣旨としましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について、改定するものであります。

２．改正の内容は、第５条関係での補償基礎額の改正でありまして、まず別表関係では、非常勤消防団員及び非常勤水防団員の補償基礎額を、この表のとおり、階級や勤務年数に応じて引き上げる改正です。

その下、消防作業従事者等の補償基礎額については、最低額を「9,100円」から「9,700円」に、最高額を「１万4,200円」から「１万4,500円」にそれぞれ引き上げる改正です。

一番下段、非常勤消防団員等の扶養に係る補償基礎額の加算額の改定については、裏面の表のとおり、(1)配偶者については217円から100円に減額、(2)22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子については「333円」から「383円」に増額する改正であります。

附則として、この条例は令和７年４月１日から施行するもので、経過措置として、改正後の規定は、この条例の施行日以後に支給すべき事由の生じた損害補償等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償等については、なお従前の例によるものであります。

次に、日程第19、議第18号　神戸町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとするものです。

１枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第11号　神戸町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例。

神戸町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

今回の改正ですが、第２条関係の別表を改正するもので、消防団員の階級に応じ支払われる退職報償金の勤務年数の区分において、新たに35年以上の区分を追加する改正であります。

附則として、この条例は令和７年４月１日から施行するものとし、経過措置として、改正後の別表の規定は、この条例の施行日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によるとするものであります。

なお、この次に新旧対照表がつけてございます。御覧いただきたいと思います。

次に、日程第20、議第19号　令和６年度神戸町一般会計補正予算（第５号）を御説明申し上げます。

補正予算書を御覧いただきたいと思います。

令和６年度神戸町一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億6,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億7,500万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第２条、繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

第３条、地方債の追加・変更は、「第３表　地方債補正」による。

それでは、14ページをお開きいただきたいと思います。

歳出から御説明を申し上げます。

初めに、款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費では、節18負担金補助及び交付金で72万1,000円。こちらは、西座倉土地区画整理事業の区域内で売却をいたしました町有地の面積に応じて、西座倉企業誘致推進会に負担金として支払うものであります。

その下、目３会計管理費では、節14工事請負費で171万2,000円の減額です。キャッシュレス決済事業を進めるに当たり、無線方式の機器を導入した結果、ＬＡＮの配線工事等が不要になったため、その金額を全額減額するものであります。

その下、目４財産管理費では、節13使用料及び賃借料で1,000万円の減です。職員が使用しておりますパソコンのリースの更新時期を見直したため、借上料の減額。

節14工事請負費で685万円の減は、庁舎外壁防水改修工事において、現場精査の結果、工事方法の変更により減額するものであります。

節24積立金で１億4,896万7,000円の計上をしております。内訳としましては、101．財政調整基金に9,836万4,000円のほか、105．ふるさと納税基金に5,020万9,000円など、４つの基金にそれぞれ積み立てるものであります。

次に、項２目１企画費では、企業版ふるさと納税の関係で財源内訳の変更。

その下、目４交通安全対策費の節２給料については、人件費の増額補正であります。

このほか、今回の補正予算において、正職員の給料、職員手当等及び共済費の人件費の関係で1,280万円の減額。

款の区分で申しますと、総務費で810万円の減、民生費で220万円の増、衛生費で150万円の増、農林水産業費で111万円の増、商工費で10万円の増、土木費で740万円の減、教育費で221万円の減、それぞれ款において増額または減額をしております。

この人件費につきましては、昨年９月の議会補正予算におきまして、人事異動に伴います不足分を補うため給与を補正させていただいておりまして、1,730万円の増額補正をいたしております。

なお、今回、３月の人件費の関係の補正については、一部の目での増額補正のところがございます。さきの12月議会において、職員の給料表が全級全号プラス改定の御議決をいただいており、その影響により増額補正を一部でしております。

それでは、これ以降、人件費の補正分につきましては省略させていただきますので、御了承を賜りますようお願い申し上げます。

次に、目５公共交通費では、節18負担金補助及び交付金で8,038万円。養老線管理機構が実施する事業に対する補助金として、国の社会資本整備総合交付金を沿線３市４町がそれぞれ活用して事業を実施し、その部分を補助するものであります。補助率２分の１。

15ページをお願いします。

項３徴税費、目１税務総務費は、人件費の減額。

項４目１戸籍住民基本台帳費では1,710万円の減額補正であります。人件費での減額のほか、節12委託料の1,010万円は、戸籍システム標準化移行に伴う工程が、国により見直しがされ、令和７年度に先送りされたため、減額するものであります。

16ページにかけまして、款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費で2,994万6,000円の増額補正です。

節19扶助費の2,980万円は、児童福祉費や障がい者の自立支援給付費運営事業に係ります経費の不足分を補うため、主なものは103．重度心身障害者福祉医療費に1,400万円、16ページの134．児童発達支援費に1,260万円などを増額しております。

節22償還金利子及び割引料14万6,000円は、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の交付金額確定に伴う国庫償還金であります。

その下、目２老人福祉費では1,144万円の増額で、節12委託料では、105．ばらタクサービス事業の不足分を補うため550万円の増額、108．居宅介護支援事業委託料の実績により300万円を減額するものです。

節18負担金補助及び交付金の773万円は、高齢者介護サービス事業者が国の補助を活用して実施する地域介護・福祉空間整備等施設整備事業に対する交付金でありまして、国庫補助率10分の10であります。

節19扶助費では121万円を増額するもので、101．要介護者家族介護慰労金で21万円、104．高齢難聴者補聴器購入助成費で100万円、実績に応じ不足分を補うための増額です。

その下、目７後期高齢者医療費は、人件費の補正。

目８障がい福祉サービス費では、節27繰出金で490万円の減額で、決算見込みによりまして、障がい福祉サービス事業特別会計への繰出金を減額するものであります。

17ページにかけまして、項２児童福祉費、目１児童福祉総務費は、人件費の補正のほかに、子育て支援センターの内装工事に関連いたしまして、節12委託料では設計監理業務委託料で200万円、節14工事請負費で4,000万円をそれぞれ計上しております。

節18負担金補助及び交付金の25万円は、実績によりまして病児保育広域利用負担金を増額補正しております。

その下、目２児童措置費では613万円の増額です。

節19扶助費の581万5,000円は、制度の拡充に伴う児童手当の不足分を補うための増額。

節22償還金利子及び割引料では31万5,000円で、その内訳は、国庫償還金の25万3,000円は新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の交付額確定に伴う国庫償還金、県費償還金の６万2,000円は子どものための教育・保育給付交付金の交付額確定に伴う県費償還金であります。

18ページにかけまして、款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費で、全体で125万9,000円の減額。人件費関係での補正のほかに、節12委託料では650万円の減額で、内訳は、それぞれの実績を踏まえまして、101．妊婦健康診査委託料で250万円の減額、113．出産応援ギフト委託料で250万円の減額など、それぞれ減額をしております。

節18負担金補助及び交付金も実績を踏まえまして、出産準備給付金で100万円を減額しております。

節22償還金利子及び割引料474万1,000円は、母子保健衛生費国庫補助金並びに出産・子育て応援交付金の交付額確定によります国庫償還金であります。

その下、目２予防費では101万2,000円の増額補正で、節12委託料では1,000万円の減額です。予防接種委託料並びにがん検診委託料で、それぞれ減額をしております。

節22償還金利子及び割引料の1,101万2,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金など、額の確定に伴い、国庫償還金の計上であります。

目３環境衛生費では102万8,000円の減額で、節18負担金補助及び交付金の110万円の減額は、決算見込額によりまして、合併処理浄化槽設置整備補助金を減額するもの。

節22償還金利子及び割引料の７万2,000円についても、同じく合併処理浄化槽の補助金の清算金に伴う国庫償還金であります。

○議長（飯沼　満君）　ここで昼食のため午後１時まで休憩いたします。

午前11時51分　休憩

午後１時00分　再開

○副議長（小川榮一君）　それでは、会議を続けます。

副町長　金指義樹君。

○副町長（金指義樹君）　それでは、午前中に引き続いてよろしくお願いをいたします。

一般会計補正予算の18ページ中段、款６農林水産業費からお願いをいたします。

款６農林水産業費、項１農業費、目１農業委員会費では、節１報酬で200万5,000円の増額補正であります。農業委員会委員並びに農地利用最適化推進委員の活動や成果実績に伴う報酬の増額であります。

その下、目２農業総務費は、人件費の補正。

19ページにかけまして、目３農業振興費では、節18負担金補助及び交付金で823万円の減額であります。主なものは、104．多面的機能支払交付金で170万円の減、111．元気な園芸農業サポート補助金で570万円の減など、それぞれ実績を踏まえて減額をしております。

節22償還金利子及び割引料の666万7,000円は、南方圃場整備事業に関連して、地元の事業推進協議会に対し交付されました農地集約に係る協力金のうち、一部が交付要件を満たさない農地があったため、その返還金として県費償還金を計上しております。

その下、目５農地費では、人件費の補正のほかに、節18負担金補助及び交付金で420万円の減額は、農地中間管理機構関連の農地整備事業負担金について、令和６年度の事業取下げによる減額であります。

続きまして、款７項１商工費、目１商工総務費では、節18負担金補助及び交付金で200万円の減額は、元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金について、実績を踏まえ減額するものであります。

その下、目３観光費は、人件費の補正。

20ページにかけまして、款８土木費、項１土木管理費、目１土木総務費では、全体で1,390万円の減額で、人件費の減額のほかに、節18負担金補助及び交付金では、101．木造住宅耐震補強工事補助金と102．建築物耐震診断補助金、それぞれ実績を踏まえまして、合わせて650万円を減額するものであります。

次に、項２道路橋りょう費、目２道路新設改良費では400万円の減額であります。節14工事請負費では、決算見込みによりまして700万円の減額、節18負担金補助及び交付金では、県営事業負担金の額の確定によりまして350万円を増額するもの、節21補償補てん及び賠償金についても決算見込みから50万円を減額いたします。

目３橋りょう維持費では、国庫補助金であります道路メンテナンス事業補助金の額の確定に伴い、財源内訳の変更。

次に、項４都市計画費、目２公園費では、節14工事請負費で280万円を減額するもので、下宮児童遊園地の復旧整備工事について、地権者との調整に時間を要するため減額するものであります。

21ページをお願いいたします。

款９項１消防費、目１非常備消防費では、節１報酬で250万円の減額で、消防団員の出動報酬を実績に応じて減額するものであります。

その下、目２消防施設費では、節18負担金補助及び交付金で、消火栓設置工事負担金について、不足分が生じるため220万円を計上しております。

その下、目３防災費では、節17備品購入費で2,600万円を増額するものであります。国の補

正予算の中で新たにメニューに加えられました新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して、避難所の防災資機材の購入費を計上しております。なお、国の補助率は２分の１であります。

続きまして、款10教育費、項１教育総務費、目２事務局費は、財源内訳の変更。

次に、項２小学校費、目１学校管理費では、節14工事請負費で、決算見込額から神戸小学校屋内運動場改修工事で700万円の減額のほか、22ページからの項３中学校費、目１学校管理費と合わせて、県補助金でありますスクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金の額の確定に伴い、財源内訳の変更を行っております。

次に、項４社会教育費、目１社会教育総務費は、人件費の補正。

その下、目６文化財保護費では、節18負担金補助及び交付金で658万9,000円の減額です。その内訳は、101．文化財保護補助金は、日吉神社本殿の自動火災報知設備の修繕に対する補助金として41万1,000円、102．文化遺産活用推進事業実行委員会補助金は、事業完了年度を１年間延長することに伴い700万円を減額するものであります。

目７文化施設管理費では、節24積立金で、文化施設運営基金への積立金に25万円の増額であります。日比野五鳳先生の作品集図録等販売収入分であります。

その下、目８図書館費は、人件費の減額。

23ページの項６学校給食費、目１学校教育センター費についても人件費の補正のみであります。

以上、歳出の説明とさせていただきます。

お戻りをいただきまして、９ページをお願いいたします。

歳入について御説明を申し上げます。

初めに、款１町税、項１町民税、目２法人では、法人税割において、賦課及び収納状況を踏まえまして2,000万円を減額するもの。

次に、款10項１目１地方交付税、節１普通交付税では、額の確定によりまして１億6,566万円を増額するものであります。

その下、款14国庫支出金、項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金、節１社会福祉費負担金では、障害者自立支援給付費負担金で690万円の増額、節２児童福祉費負担金では、児童手当負担金で391万3,000円の増額です。

10ページにかけまして、項２国庫補助金、目１総務費国庫補助金、節１総務管理費補助金の1,010万円の減額は、歳出でも御説明申し上げましたように、戸籍システム標準化移行に伴う工程が国により見直され、令和７年度に先送りされたため、減額するものであります。

節２企画費補助金では、001．デジタル田園都市国家構想交付金は、キャッシュレス導入事

業の決算見込みによりまして85万6,000円の減額、002．社会資本整備総合交付金の4,019万円は、養老線管理機構が実施いたします事業分で、補助率は２分の１であります。

その下、目２民生費国庫補助金、節３老人福祉費補助金で773万円は、歳出のところで申し上げましたが、高齢者介護サービス事業者が実施をいたします地域介護・福祉空間整備等施設整備事業に対する交付金で、補助率10分の10。

その下、目３衛生費国庫補助金、節１保健衛生費補助金で278万円の減額は、それぞれ実績に応じまして、001．循環型社会形成推進交付金、004．出産・子育て応援交付金で、それぞれ合わせまして278万円の減額であります。

目４土木費国庫補助金では、節１土木費補助金で860万円の減額で、こちらも実績によりまして、001．社会資本整備総合交付金で400万円の減額のほか、002．道路メンテナンス事業補助金で600万円の減額、一方003．都市再生整備計画事業交付金で140万円の増額であります。

その下、目６消防費国庫補助金、節１消防費補助金は、歳出で御説明申し上げましたが、新しい地方経済・生活環境創生交付金のメニューを活用して、避難所の防災資機材購入事業に充てるもので、1,300万円の計上、補助率２分の１であります。

続いて、款15県支出金、項１県負担金、目１民生費県負担金、節１社会福祉費負担金では、障害者自立支援給付費等負担金で345万円、節２児童福祉費負担金では、児童手当負担金として95万円、それぞれ増額であります。

11ページをお願いいたします。

項２県補助金、目１民生費県補助金、節１社会福祉費補助金では、重度心身障害者福祉医療費助成事業補助金で800万円の増額。

その下、目２衛生費県補助金、節１保健衛生費補助金では84万円の減額で、内訳は005．出産・子育て応援交付金で66万円の減、007．浄化槽設置整備等事業費補助金で18万円の減、それぞれ事業費の減により減額をしております。

その下、目３農林水産業費県補助金、節１農業費補助金では107万5,000円の増額。内訳は、002．農地利用最適化交付金では318万円の増額で、農業委員会委員等の活動実績に応じた増額。また、004．多面的機能支払交付金で127万5,000円の減等々、いずれもそれぞれの事業の実績に応じて減額をしております。

その下、目５土木費県補助金、節１土木管理費補助金では、建築物等耐震化促進事業費補助金として、実績に応じて115万円を減額しています。

その下、目６教育費県補助金、節２小中学校費補助金は、スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金で、補助率の拡充により70万円の増額、節３社会教育費補助金は、県指定文化財保護事業費補助金で27万4,000円、日吉神社の自動火災報知機の修繕に対する補助金であり

ます。

その下、目７総務費県補助金、節１総務管理費補助金は、ぎふ地域ＤＸ推進補助金として89万9,000円。今年度実施をいたしました書かない窓口導入事業に係ります機器等購入費に対する補助金であります。

目８消防費県補助金、節１消防費補助金は、女性等の視点を踏まえた避難所運営推進事業費補助金として、避難所の防災資機材の間仕切りパーティション等の購入に充当したもので、35万9,000円の計上であります。

12ページにかけまして、款16財産収入、項１財産運用収入、目２利子及び配当金では、預金等の利息の実績を踏まえまして131万2,000円の増額です。なお、財政調整基金の預金利子の64万2,000円をはじめ、７つの基金に対して個々の内訳は記載のとおりであります。

次に、款17項１寄附金、目２総務費寄附金の5,060万円の増額は、ふるさと納税寄附金並びに企業版ふるさと納税寄附金で、これまでの実績及び今後の見込みにより増額をしています。

次に、款18繰入金、項１特別会計繰入金、目１後期高齢者医療特別会計繰入金の175万5,000円は、令和５年度の精算分であります。

13ページにかけまして、款20諸収入、項５目３の雑入では、全体で594万1,000円の減額です。主なものは、018．予防給付ケアプラン作成料で300万円の減額、046．新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金で996万円の減額、それぞれ実績に応じて減額しております。また、049．機構集積協力金返還金の637万9,000円は、歳出のところで申し上げましたが、南方圃場整備事業の農地集約に係る協力金に対し、地元の事業推進協議会からの返還金であります。

最後に、款21項１町債につきましては、ここに記載のとおり、目１総務債、節の２地域公共交通再構築事業債の4,010万円をはじめ、４本の起債について、それぞれの事業費等の確定によりまして、額の見直しを行い、全体で750万円の増額補正となっております。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

お戻りをいただきまして、５ページをお願いいたします。

第２表　繰越明許費補正でございます。

追加として、記載のとおり、５つの事業について令和７年度に繰り越すものでございます。

続いて、６ページをお願いいたします。

第３表　地方債補正でありますが、まず上段の追加として、起債の目的、地域公共交通再構築事業債（Ｒ６国の補正予算分）、限度額4,010万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

また、中段以降、変更として、３つの事業債について限度額の金額の見直しを行っています。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更等ございません。

以上、令和６年度神戸町一般会計補正予算（第５号）についての説明とさせていただきます。

続きまして、午前中の町長の施政方針及び分野別の重点施策を受けまして、新年度、令和７年度の各予算につきまして、順次御説明を申し上げます。

令和７年度神戸町予算書を御覧いただきたいと思います。

初めに、日程第21、議第20号　令和７年度神戸町一般会計予算です。

予算書とともに配付をさせていただいております主要事業の概要、また予算資料も御参照いただければと思います。

それでは、予算書１ページを御覧いただきたいと思います。

令和７年度神戸町一般会計予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ87億9,000万円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

第２条、地方自治法第212条第１項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第２表　継続費」による。

第３条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第３表　債務負担行為」による。

第４条、地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第４表　地方債」による。

第５条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、２億円と定める。

おめくりをいただき、２ページをお願いいたします。

第６条、地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第１号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用であります。

それでは、第１表　歳入歳出予算で御説明を申し上げます。

まず、歳出から御説明を申し上げますので、６ページをお願いいたします。

初めに、款１項１議会費は8,005万8,000円、前年度比57万円の増であります。

節８旅費の費用弁償で154万円を計上し、前年度比120万円の増でございます。議会や各委員会、全員協議会での招集に応じて会議に出席した際、１日当たり3,000円の支給分を含んでおります。

続いて、款２総務費です。

項１総務管理費は６億9,807万3,000円、前年度比１億329万3,000円の増額です。主な要因といたしましては、国が進めます行政事務の標準化対象となる20の業務について、国が定めます標準準拠システムに移行するためのシステム改修委託料及びシステム利用料の増が影響をしております。

項２企画費は３億4,292万円、前年度比4,852万9,000円の増額。養老線管理機構補助金の増額が主な要因であります。

項３徴税費は9,965万7,000円、前年度比339万3,000円の増額。ここでは、令和８年の評価替えに向けて、標準宅地鑑定評価業務委託料を計上してございます。

項４戸籍住民基本台帳費は9,541万8,000円で、前年度比1,686万8,000円の増。戸籍法の改正に伴いまして、新たに氏名の振り仮名が追加されるため、システム改修委託料の計上が要因となっております。

項５選挙費は1,238万円、前年度比362万円の増額で、令和７年度は参議院議員通常選挙の事務経費の計上であります。

項６統計調査費は905万5,000円で、前年度比751万円の増額。令和７年度には国勢調査に係ります経費を計上しております。

項７監査委員費は51万5,000円、前年度比５万円の増。

続きまして、款３民生費では、項１社会福祉費は18億9,932万7,000円、前年度比8,995万7,000円の増額です。主な要因でございますが、重度心身障害者福祉医療費や障害者施設入所支援費、共同生活援助費など扶助費の増並びに安八郡広域連合負担金での増が影響をしてございます。

なお、国民健康保険であったり後期高齢者医療のそれぞれの特別会計への町負担分として２億2,142万5,000円を計上しております。また、障がい福祉サービス事業特別会計への繰出金として1,700万円の計上です。

項２児童福祉費は11億9,923万円、前年度比１億2,773万2,000円の増です。主な要因でございますが、令和６年10月から制度改正により拡充をされております児童手当での１億1,480万円の増額分が影響をしております。また、ここでは２か年の継続事業で進めております（仮称）ごうど児童館改修事業の工事監理業務委託料と令和７年度分の工事請負費、合わせまして9,370万円を計上してございます。

項３災害救助費は、前年度と同額の4,000円。

続いて、款４衛生費では、項１保健衛生費は２億8,494万円で、前年度比4,217万8,000円の増額です。高齢者の定期接種に位置づけられました帯状疱疹ワクチン並びに新型コロナウイルス等の予防接種委託料での増分のほか、ここでは脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策実

行計画の策定業務委託料を計上しております。

項２清掃費は６億6,386万2,000円で、前年度比３億6,004万円の大幅な増額です。令和７年度末の完成に向け、エコプラザごうどの建築工事費とその監理業務委託料、合わせまして３億5,870万円を計上しております。

項３上水道費は21万6,000円、前年度比1,990万4,000円の減額となっています。前年度、令和６年度には国の物価高騰対応重点支援給付金を活用して実施をいたしました水道基本料金免除事業の事業完了によります水道事業会計への繰出金の減額が要因であります。

次に、款５労働費、項１労働諸費として10万円、前年度と同額。

７ページをお願いします。

款６農林水産業費は、項１農業費は１億7,597万円、前年度比3,033万9,000円の増額です。ここには県単独土地改良工事費として2,600万円を計上しております。また、令和６年度に引き続きまして、農業資材等の高騰による農業経営への影響を緩和するため、その経費の一部を補助いたします元気な園芸農業サポート事業を町単独事業として実施するための経費を計上しております。

次に、款７項１商工費では6,776万5,000円、前年度比104万7,000円の増額です。ここでは商工業振興や観光に関する経費を計上してございます。

続きまして、款８土木費です。

項１土木管理費は5,446万3,000円で、前年度比1,323万7,000円の減額。減額の要因は、木造住宅耐震補強工事の補助金について、実績を踏まえ減額したほか、人件費の減によるものです。

項２道路橋りょう費は１億6,345万5,000円、前年度比6,017万円の減額です。令和７年度は、北一色南方１号線舗装修繕工事に3,000万円、下宮前田６号線舗装修繕工事に1,800万円、また橋りょう点検業務委託料に1,750万円などを計上してございます。

項３河川費は3,680万2,000円、前年度比572万9,000円の増です。河川草刈工事として1,470万円を計上してございます。

項４都市計画費は６億8,486万7,000円、前年度比7,202万1,000円の増です。ここでは、土地区画整理事業補助金として１億4,000万円の計上と、昨年度の令和６年度から企業会計に移行しております下水道事業会計に対し、負担金及び出資金、合わせまして４億7,100万円を計上しております。

項５住宅費は342万1,000円、前年度比５万6,000円の増。

続いて、款９項１消防費は６億5,067万4,000円、前年度比２億1,118万3,000円の増額です。令和６年度と７年度の２か年継続事業で行っております防災行政無線（同報系）設備更新事業費に令和７年度分として３億3,775万円を計上したほか、大垣消防組合負担金として２億5,492

万3,000円などがここで計上してございます。

続きまして、款10教育費です。

項１教育総務費として２億3,014万3,000円、前年度比603万7,000円の増です。ここでは、小・中学生の給食費無償化事業に伴います学校給食事業特別会計への繰出金として7,600万円を計上しております。

項２小学校費では１億9,179万1,000円、前年度比１億504万6,000円の減額です。減額の要因は、神戸小学校屋内運動場の空調機器の設置を含む防水工事、外壁改修工事が完了したことによる減額であります。なお、神戸小学校に引き続いて、下宮小学校の屋内運動場の空調機器設置工事費として6,170万円を計上しております。

項３中学校費は5,429万6,000円、前年度比260万9,000円の増額です。教科書改訂に伴いまして、教材等購入費の計上が増額の要因であります。

項４社会教育費は３億8,217万6,000円、前年度比１億9,490万1,000円の増です。令和７年度と８年度の２か年継続事業で予定をしております中央公民館大規模改修事業費に令和７年度分として２億300万円を計上しております。

項５保健体育費は6,066万7,000円、前年度比844万円の増額です。ここでは、町民体育館の耐震補強計画等業務委託料として1,450万円を計上してございます。

項６学校給食費は１億6,875万5,000円、前年度比2,725万5,000円の増額です。設備の保全として、学校給食センターの設備機器の改修工事費として1,300万円を計上しております。

８ページにかけまして、款11項１公債費は４億6,900万円、前年度比500万円の増額であります。内訳としましては、町債償還元金が40本分、４億5,100万円、町債利子が53本分、1,800万円の計上です。

最後に、款12項１予備費は、前年度と同額の1,000万円を計上しております。

以上、歳出の説明とさせていただきます。

それでは、３ページにお戻りをいただきまして、歳入について御説明を申し上げます。

初めに、款１町税は27億7,472万8,000円。

内訳としましては、項１町民税は11億5,552万円、前年度比１億80万円の増額です。このうち、個人町民税は９億1,050万円、法人町民税は２億4,502万円で、それぞれ増額を見込んでおります。令和６年度に実施をされました個人住民税の定額減税による戻り分や令和６年度賦課実績を見込み、増額の計上をしております。

項２固定資産税は14億2,250万8,000円、前年度比800万円の減。

項３軽自動車税は6,170万円、前年度比100万円の増です。いずれも評価見込額を基に計上してございます。

項４町たばこ税は１億3,500万円で、前年度比500万円の増であります。

続きまして、款２地方譲与税は１億328万2,000円。国が示します令和７年度地方財政計画の伸び率及び令和６年度の実績を加味いたしまして予算計上をしております。

内訳は、項１地方揮発油譲与税は2,400万円で前年度と同額、項２自動車重量譲与税は7,700万円で前年度比200万円の増、項３森林環境譲与税は228万2,000円で前年度比15万8,000円の増額です。

次に、款３項１利子割交付金は200万円で、前年度比100万円の増。

款４項１配当割交付金は1,500万円で、前年度比500万円の増。

款５項１株式等譲渡所得割交付金は2,300万円で、前年度比1,200万円の増。

款３から款５まで、いずれも地方財政計画の伸び率、さらには県が示します見込額を考慮して計上してございます。

続いて、款６項１法人事業税交付金は、前年度比600万円減の2,800万円。

款７項１地方消費税交付金は４億2,000万円の計上で、前年度比2,500万円の減です。こちらも地方財政計画の伸び率並びに県の試算額を考慮して計上しております。

４ページをお願いいたします。

款８項１環境性能割交付金は1,300万円の計上で、前年度比300万円の増。

次に、款９項１地方特例交付金は1,800万円の計上で、前年度比6,000万円の減となっています。先ほど町税の個人町民税のところで御説明申し上げましたように、令和６年度、定額減税による減収分を国費にて補填された個人住民税減収補填特例交付金の廃止によります減額となっております。

続いて、款10項１地方交付税です。17億2,000万円の計上で、内訳としましては普通交付税で１億円増の16億円、令和６年度の交付実績及び国の地方財政対策などを踏まえて計上いたしました。また、特別交付税につきましても令和６年度の実績から前年度と同額の１億2,000万円の計上です。

款11項１交通安全対策特別交付金は150万円で、前年度比50万円の減。

続いて、款12分担金及び負担金は、項１負担金で2,133万9,000円、前年度比73万5,000円の減です。民生費の保育所保育料の減によるものであります。

款13使用料及び手数料は１億272万7,000円です。

項１使用料が6,444万円、前年度比６万円の減、項２手数料は3,828万7,000円、前年度比27万6,000円の減であります。

続きまして、款14国庫支出金10億6,383万8,000円。

内訳は、項１国庫負担金が５億8,070万7,000円で、前年度比１億2,681万5,000円の増であり

ます。これは、民生費の国庫負担金で、児童手当負担金１億2,020万円、障害者自立支援給付費負担金で500万円、それぞれ増額が主な要因です。

項２国庫補助金は４億7,531万7,000円、前年度比２億6,352万9,000円の増であります。総務費国庫補助金でデジタル基盤改革支援補助金5,521万8,000円、衛生費国庫補助金で循環型社会形成推進交付金１億1,190万円、教育費国庫補助金で都市再生整備計画事業交付金7,860万円などが増額の要因であります。

項３委託金は781万4,000円で、前年度比116万7,000円の増額となっています。

続きまして、款15県支出金は５億1,677万1,000円です。

項１県負担金が２億6,170万8,000円で、前年度比94万8,000円の減。

項２県補助金は２億70万8,000円で、前年度比3,231万円の増です。これにつきましては、民生費の重度心身障害者福祉医療費助成事業補助金、農林水産業費の元気な農業産地構造改革支援事業補助金等の増によるものであります。

続いて、５ページをお願いいたします。

項３委託金は5,435万5,000円、前年度比1,043万円の増額です。選挙費委託金をはじめ、統計調査費委託金の増によるものであります。

続いて、款16財産収入は508万6,000円です。

内訳は、項１財産運用収入が508万4,000円で、前年度比187万8,000円の増。ここには債権運用による利息や株式配当金を見込んでおります。

項２財産売払収入は、前年度と同額の2,000円の計上であります。

次に、款17項１寄附金は、前年度と同額の１億5,000円の計上で、ふるさと納税寄附金を１億円と見込んで計上しております。

続いて、款18繰入金は８億2,000万1,000円で、前年度比３億3,450万円の増です。

内訳は、項１特別会計繰入金は1,000円、項２基金繰入金は８億2,000万円で、その内訳は、主なものは財政調整基金から４億4,700万円、文化施設運営基金から300万円、公共施設整備基金から１億7,000万円、ふるさと納税基金から２億円をそれぞれ繰り入れております。

次に、款19項１繰越金は２億円で、前年度と同額。

款20諸収入は１億4,512万3,000円。

その内訳は、項１延滞金加算金及び過料が250万円、また項４受託事業収入が6,422万4,000円、項５雑入が7,734万2,000円となっております。

最後に、款21項１町債は６億9,660万円で、前年度比２億7,010万円の増となっています。主なものは、防災行政無線（同報系）設備更新事業債で３億3,770万円、エコプラザごうど建設事業債で１億7,980万円など、合わせまして７本の借入れを予定してございます。

このように、令和７年度一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ87億9,000万円の規模となります。前年度比11億7,000万円、率にいたしまして15.4％の増となっています。

続いて、９ページをお願いします。

第２表　継続費でございます。

中央公民館大規模改修事業を設定し、経費の総額と各年度ごとの年割額を定めております。

続いて、10ページを御覧ください。

第３表　債務負担行為でございます。

それぞれの事項について、債務を負担する行為をすることができる期間及び限度額を設定してございます。

その下、11ページは第４表　地方債です。

先ほど御説明申し上げましたように、７本の借入れを予定しており、それぞれ起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めております。

以上、令和７年度神戸町一般会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、日程第22、議第21号　令和７年度神戸町国民健康保険特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算書139ページをお願いいたします。

令和７年度神戸町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億1,500万円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

第２条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500万円と定める。

第３条、地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第１号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用であります。

それでは、歳出から御説明を申し上げますので、152ページをお願いいたします。

初めに、款１総務費、項１総務管理費は1,716万円で、前年度比290万円の減額です。要因としましては、国民健康保険システム改修委託料の減によるものであります。

153ページをお願いします。

項２徴税費は1,664万円で、前年度比850万円の増。

項３運営協議会費は10万円で、前年度と同額です。

おめくりいただき、154ページ。

款２保険給付費、項１療養諸費は13億1,340万1,000円で、前年度比5,220万円の減額であります。主な要因は、診療報酬給付費の負担金の減によるものです。

その下、項２高額療養費は２億2,050万円で、前年度比1,100万円の増額になっています。

155ページをお願いします。

項３移送費は、頭出しの1,000円の計上。

その下、項４出産育児諸費は401万円。

項５葬祭諸費は、前年度と同額の200万円の計上です。

おめくりをいただき、156ページ。

項６傷病手当金は、10万円を見込んでおります。

続いて、款３国民健康保険事業費納付金につきましては、県が市町村ごとの納付金額を決定したものであります。

項１医療給付費分は３億5,840万円で、前年度比3,030万円の増額。

項２後期高齢者支援金等分は１億1,520万円で、前年度比410万円の増額。

157ページをお願いします。

項３介護納付金分は3,670万円で、前年度比171万円の増額となっています。

続いて、款４保健事業費では、項１特定健康診査等事業費は2,403万1,000円で、前年度比34万5,000円の増額です。

158ページにかけまして、項２保健事業費は235万円で、前年度比７万円の増額。

続いて、款５項１基金積立金と、その下、款６項１公債費につきましては、1,000円の頭出しの計上。

159ページにかけまして、款７諸支出金、項１償還金及び還付加算金は240万4,000円の計上です。

項２延滞金は1,000円の頭出し。

最後に、款８項１予備費は、昨年度と同額の200万円を計上しております。

お戻りいただきまして、147ページをお開きください。

歳入について御説明を申し上げます。

初めに、款１項１国民健康保険税です。県から示されました標準保険料率の算定に必要な保険料総額を基に予算計上しております。合計で４億984万円で、前年度比3,820万円の増額であります。

次に、款２項１一部負担金は2,000円の頭出しの計上。

おめくりをいただきまして、148ページ。

款３使用料及び手数料、項１手数料は、昨年度と同額の10万1,000円。

款４国庫支出金、項１国庫補助金では、子ども・子育て支援事業費補助金として700万円の計上であります。

その下、款５県支出金、項１県補助金は15億5,942万5,000円で、前年度比4,129万円の減額であります。減額の主な要因は、保険給付費の普通交付金の減によるものであります。

149ページをお願いします。

款６財産収入、項１財産運用収入は1,000円の頭出し。

次に、款７繰入金、項１他会計繰入金は１億3,542万円で、前年度比391万円の減額です。減額の要因は、保険基盤安定繰入金並びに職員給与費繰入金の減によるものであります。

その下、項２基金繰入金は1,000円の頭出し。

おめくりいただき、150ページ。

款８項１繰越金は、前年度繰越金として300万円を見込んでおります。

款９諸収入では、それぞれの項において、主に頭出しとして所要額を計上いたしました。

以上、歳入歳出予算の総額はそれぞれ21億1,500万円となり、前年度と同額の予算計上となっております。

以上、令和７年度神戸町国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

○副議長（小川榮一君）　ここで14時15分まで休息としたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午後１時57分　休憩

午後２時15分　再開

○副議長（小川榮一君）　ここで休憩を終わり、会議を続けます。

引き続き、提案説明の理由を求めます。

副町長　金指義樹君。

○副町長（金指義樹君）　それでは、休憩に引き続きよろしくお願いします。

続きまして、日程第23、議第22号　令和７年度神戸町後期高齢者医療特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算書の163ページを御覧いただきたいと思います。

令和７年度神戸町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億7,600万円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、172ページをお願いいたします。

初めに、款１総務費、項１総務管理費258万4,000円で、前年度比121万円の減額です。減額の要因は、被保険者証等の郵送料の減によるものです。

項２徴収費は589万5,000円で、前年度比400万円の増額です。主な要因は、後期高齢者医療保険料のシステム改修委託料の計上によるものであります。

173ページをお願いします。

款２項１後期高齢者医療広域連合納付金は３億6,691万円で、前年度比1,021万円の増額です。こちらは、県の後期高齢者医療広域連合からの提示額の増によるものです。

その下、款３諸支出金、項１償還金及び還付加算金は、昨年度と同額の21万円の計上。

項２繰出金は1,000円の頭出しであります。

174ページをお願いします。

款４項１予備費は、昨年度と同額の40万円を計上してございます。

お戻りいただきまして、169ページ。

歳入について御説明を申し上げます。

初めに、款１項１後期高齢者医療保険料は２億8,668万8,000円で、前年度比993万3,000円の増額です。県の後期高齢者医療広域連合から提示された額を計上してございます。

次に、款２使用料及び手数料、項１手数料は1,000円の頭出し。

その下、款３国庫支出金、項１国庫補助金では、子ども・子育て支援事業費補助金として330万円を計上しております。

170ページにかけまして、款４繰入金、項１一般会計繰入金は8,600万5,000円で、前年度比23万3,000円の減額です。こちらは、事務費繰入金の減によるものであります。

款５項１繰越金と、その下の款６諸収入のそれぞれの項につきましては、前年度と同額の頭出しの計上をしてございます。

以上、歳入歳出予算の総額はそれぞれ３億7,600万円となり、前年度比1,300万円、率にしまして3.6％の増となっております。

以上、令和７年度神戸町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、日程24、議第23号　令和７年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算書の175ページをお願いいたします。

令和７年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,100万円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

それでは、歳出から御説明を申し上げますので、183ページをお願いいたします。

初めに、款１項１もちのき園運営事業費、目１運営費では、節１報酬の877万円は、園長ほか会計年度任用職員分を計上しております。

節４共済費の95万3,000円は、同じく会計年度任用職員の共済組合負担金、労働保険料及び社会保険料の計上です。

節10需用費の90万5,000円は、光熱水費及び修繕料等。

節12委託料の124万4,000円は、利用者の昼食を外部搬入する給食サービス委託料等であります。

184ページをお願いします。

節18負担金補助及び交付金は1,041万円の計上で、町社会福祉協議会からの出向職員の派遣職員等負担金分であります。

そのほかに、報償費、役務費等々、施設の運営に必要となります経費を計上しております。

以上、もちのき園運営費の合計は2,310万円となりまして、前年度比150万円の増額であります。

その下、款２項１たんぽぽ学園運営事業費、目１運営費において、節１報酬703万円は会計年度任用職員分を計上し、節２給料1,459万円は正規職員並びにフルタイム会計年度任用職員の給与になります。

節３職員手当等から節４共済費につきましては、職員の共済組合負担金及び労働保険料、社会保険料になります。

185ページをお願いします。

節10需用費の135万円は、光熱水費及び修繕料等。

このほかに、報償費、委託料等は、施設の運営に必要な経費を計上しております。

以上、たんぽぽ学園運営事業費の合計は3,780万円となり、前年度比150万円の減額となっております。

もう一枚起こしていただき、186ページには、最後に、款３項１予備費は前年度と同額の10万円の計上となっております。

お戻りいただきまして、181ページ。

歳入の御説明をさせていただきます。

初めに、款１障がい福祉サービス費、項１介護給付費は、もちのき園の生活介護費として1,780万円を計上し、項２障害児通所給付費の2,150万円と、その下の項３相談支援費の380万円は、いずれもたんぽぽ学園の利用者の実績を踏まえ計上しております。

その下、款２使用料及び手数料、項１使用料は、もちのき園通所使用料として頭出しの

1,000円の計上。

182ページを御覧ください。

款３繰入金、項１他会計繰入金は、一般会計からの繰入金として1,700万円を見込んでおります。

その下、款４項１繰越金と款５諸収入、項１預金利子につきましては、昨年度と同様に頭出しの1,000円の計上。

項２雑入では、もちのき園の通所者の食事代の実費徴収分として80万円を含みます、89万7,000円の計上をしてございます。

以上、歳入歳出予算の総額はそれぞれ6,100万円となりまして、前年度と同額の予算計上となっております。

以上、令和７年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、日程第25、議第24号　令和７年度神戸町学校給食事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算書189ページをお願いします。

令和７年度神戸町学校給食事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億2,400万円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

それでは、歳出から御説明を申し上げます。

197ページをお願いいたします。

款１項１給食事業費、目１給食費の１億2,400万円については、全て需用費の賄材料費で、それぞれ１食当たりの単価、中学校分330円、小学校分280円、幼児園分240円に対象人数及び日数等を勘案し、予算計上をしております。前年度比300万円の減額となっております。

幼児園をはじめ、小・中学校の給食費無償化を引き続き実施することで保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、放課後児童クラブへの夏休みの昼食提供を実施することで子育て世帯への支援を推進するための予算計上といたしております。

195ページをお願いします。

歳入でございます。

初めに、款１分担金及び負担金、項１負担金、目１給食費負担金で1,689万8,000円を計上しております。ここでは、小・中学校の教職員や用務員、幼児園の保育士、またセンター職員等に係ります給食費の自己負担分としての徴収分であります。

その下、款２繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金といたしまして１億710万円

を計上してございます。ここに記載のとおり、幼児園や小・中学校の給食費無償化事業に伴います、必要となります繰入金を計上するとともに、放課後児童クラブの夏休みの昼食提供に伴います繰入金を計上しております。

196ページにかけまして、款３項１目１繰越金は前年度繰越金として、また款４諸収入、項１目１雑入についても、それぞれ1,000円を計上しております。

以上、歳入歳出予算の総額はそれぞれ１億2,400万円となり、前年度比300万円の減、率にしまして2.4％の減の予算となっております。

以上、令和７年度神戸町学校給食事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

次の議第25号と議第26号の２議案につきましては、産業建設部長より御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（小川榮一君）　産業建設部長　土屋典生君。

○産業建設部長兼企業誘致推進室長（土屋典生君）　続きまして、日程第26、議第25号　令和７年度神戸町水道事業会計予算を御説明させていただきます。

予算書の199ページをお願いいたします。

議第25号　令和７年度神戸町水道事業会計予算。

第１条、令和７年度神戸町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

第２条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水戸数6,500戸。(2)年間総給水量200万立方メートル。(3)１日平均給水量5,400立方メートル。(4)主要な建設改良事業、下水道工事に伴う配水管布設替事業。

第３条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入としまして、第１款水道事業収益２億2,200万円。

内訳といたしまして、第１項営業収益２億1,315万円、給水収益が主なものであります。

第２項営業外収益882万円、固定資産取得の際の工事負担金などを減価償却に合わせ収益として計上する長期前受金戻入が主なものでございます。

第３項特別利益は３万円を計上いたしております。

１枚おめくりいただきまして、200ページをお願いいたします。

次に、支出でありますが、第１款水道事業費用として２億200万円を計上しております。

内訳といたしまして、第１項営業費用が２億58万円で、このうち主なものは、204ページの予算実施計画に記載されております、原水及び浄水費3,467万9,000円、配水及び給水費3,633万9,000円、総係費2,301万1,000円、減価償却費9,592万円、資産減耗費1,051万円であります。

200ページにお戻りいただきまして、第２項営業外費用は２万円、第３項の特別損失は40万円、第４項の予備費は100万円を計上しております。

第４条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億6,900万円は、当年度及び過年度分損益勘定留保資金１億5,363万7,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,536万3,000円で補填するものとする。

収入として、第１款資本的収入、第１項工事負担金4,200万円。これは、下水道事業に伴う工事負担金や給水新設工事加入負担金などが主なものであります。

次に、支出でありますが、第１款資本的支出、第１項建設改良費２億1,100万円。内訳といたしまして、下水道工事に伴う配水管布設替工事や配水管新設工事などの配水設備改良費が２億1,023万円、量水器、いわゆる水道メーターや工具等の購入費を営業設備費として77万円を計上いたしております。

201ページを御覧願います。

第５条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第１号、各項に計上した経費の予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項間の流用とするものであります。

第６条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第１号、職員給与費1,862万円とするものでございます。

最後に、第７条、棚卸資産の購入限度額は66万円と定めるものでございます。

その次のページ、203ページ、204ページには、収益的収入及び支出の予算実施計画、205ページには資本的収入及び支出の予算実施計画、206ページから212ページには給与費明細書が、214ページ以降には予定損益計算書、予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書など、予算に関する計算書や説明書、さらには明細書などが添付してございますので、お目通しいただきますようお願い申し上げます。

以上、議第25号　令和７年度神戸町水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、日程第27、議第26号　令和７年度神戸町下水道事業会計予算を御説明させていただきます。

予算書の233ページをお願いいたします。

議第26号　令和７年度神戸町下水道事業会計予算。

第１条、令和７年度神戸町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

第２条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)接続件数3,600件。(2)年間総処理水量90万立方メートル。(3)１日平均処理水量2,500立方メートル。(4)主要な建設改良事業、下水道整備事業９億4,530万円。

第３条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入といたしまして、第１款下水道事業収益７億9,100万円。

内訳といたしまして、第１項営業収益１億6,917万1,000円、下水道使用料が主なものでございます。

第２項営業外収益６億2,181万8,000円、これは一般会計からの負担金や固定資産取得の際の工事負担金などを減価償却に合わせ収益として計上する長期前受金戻入、さらには消費税及び地方消費税還付金などが主なものでございます。

第３項特別利益は１万1,000円を計上いたしております。

１枚おめくりいただきまして、234ページをお願いいたします。

次に、支出でありますが、第１款下水道事業費用として７億7,300万円を計上しております。

内訳といたしまして、第１項営業費用が６億8,977万円で、主なものは、238ページの予算実施計画に記載されております、管渠費4,025万円、処理場費１億4,158万2,000円、普及促進費576万5,000円、総係費4,934万4,000円、減価償却費４億5,281万9,000円、資産減耗費１万円でございます。

234ページにお戻りいただきまして、第２項営業外費用8,202万円、主に企業債の支払利息でございます。

第３項の特別損失は21万円、第４項の予備費は100万円を計上しております。

第４条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２億100万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,075万1,000円、当年度及び過年度分損益勘定留保資金１億5,024万9,000円で補填するものとする。

収入、第１款資本的収入10億1,700万円。

内訳といたしまして、第１項企業債４億9,700万円。

第２項出資金１億3,300万円、これは一般会計からの出資金でございます。

第３項補助金３億7,400万円、国庫補助金で社会資本整備総合交付金として下水管布設工事などへの補助金でございます。補助率は、補助対象経費の50％でございます。

第４項負担金1,300万円、下水道に接続する際の受益者負担金でございます。

支出でございます。

第１款資本的支出12億1,800万円。

内訳といたしまして、第１項建設改良費９億4,530万円、下水管布設、舗装復旧、マンホールポンプ設置等の工事費や測量、設計、現場管理費などの委託料でございます。

第２項企業債償還金は２億7,270万円でございます。

第５条、企業債についてでございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の

方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、下水道事業、限度額４億9,700万円、起債の方法、証書借入れ、利率3.0％以内、ただし利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

第６条、一時借入金の限度額は２億円と定める。

第７条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第１号、下水道事業費用のうち、営業費用と営業外費用及び特別損失の各項間における流用。

第２号、資本的支出のうち、建設改良費と企業債償還金の各項間における流用。

１枚おめくりいただきまして、236ページをお願いいたします。

第８条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第１号、職員給与費3,061万円とするものでございます。

最後に、第９条でございます。

第９条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、４億7,100万円と定めるものでございます。

このページの次のページでございます237ページ、238ページには収益的収入及び支出の予算実施計画、239ページには資本的収入及び支出の予算実施計画、240ページから246ページには給与費明細書が、248ページ以降には予定損益計算書、予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書など、予算に関する計算書や説明書、さらには明細書などが添付してございますので、お目通しいただけますようお願い申し上げます。

以上、議第26号　令和７年度神戸町下水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

○副議長（小川榮一君）　副町長　金指義樹君。

○副町長（金指義樹君）　続きまして、日程第28、議第27号　町道路線の認定についてです。

道路法第８条第１項の規定により、別紙のとおり町道路線を認定することについて、同条第２項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

提案説明として、開発道路の帰属等により、町道路線を認定するものであります。

１枚おめくりをいただきまして、別紙として路線一覧のとおり、４路線の認定であります。その次に全体の認定位置図その１、その２、その３と、さらにその後ろには認定図Ａ、Ｂ、Ｃが添付してございますので、併せて御覧いただきたいと思います。

路線番号2393、路線名、末守71号線は、認定図Ａに示すとおり、民間開発による開発道路の帰属により、当該道路を町道路線に認定するものであります。

また、路線番号1226、路線名、北一色108号線は認定図Ｂに、路線番号4335、路線名、落合

29号線と路線番号4336、路線名、落合30号線は認定図Ｃに、それぞれ示しておりますが、これら３路線は、令和６年度の道路台帳の整理時において認定漏れが判明したため、当該道路を町道路線に認定するものであります。

なお、これらの路線の起点・終点並びに幅員・延長は、認定図にそれぞれ記載のとおりであります。

最後になります。

日程第29、議第28号　町道路線の変更についてです。

道路法第10条第２項の規定により、別紙のとおり町道路線を変更することについて、同条第３項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

提案説明として、路線の起点に変更があった道路について、町道路線を変更するものであります。

１枚起こしていただきまして、別紙として路線一覧として、１路線の起点の変更であります。この一覧表の後に全体の変更位置図その１、その次には変更図Ａが添付してございます。

路線番号4118、路線名、瀬古36号線については、変更前を青線で、変更後を赤線で示しておりまして、今回は起点の変更であります。

なお、路線の幅員・延長は記載のとおりであります。

以上が、本定例会に提出をさせていただきました議第８号から議第28号までの全21議案の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、それぞれ所管をいただいております各常任委員会におきまして、担当部課長より御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、提案説明を終わります。

○副議長（小川榮一君）　お諮りします。議案精読並びに委員会審査のため３月４日から11日までの８日間、休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、３月４日から11日までの８日間、休会することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。大変御苦労さまでした。

午後２時49分　散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和７年３月３日

議 会 議 長　　飯　沼　　満

議 会 副 議 長

署 名 議 員　　小　川　榮　一

署 名 議 員　　西　脇　博　文

令 和 7 年 第 2 回 神 戸 町 議 会 定 例 会

（ 第 2 号 ）

令 和 7 年 3 月 12 日 （ 水 曜 日 ）

議　事　日　程（第２号）

令和７年３月12日（水曜日）午前９時30分開議

日程第１　一般質問

出席議員（１０名）

議　長	飯　沼　　満　君	副議長	小　川　榮　一　君
１　番	深　貝　仁　則　君	２　番	大　場　光　晴　君
３　番	宮　嶋　健太郎　君	５　番	西　脇　博　文　君
６　番	林　　利　雄　君	７　番	宮　嶋　三　郎　君
９　番	宮　川　一　美　君	10　番	鈴　木　愛　子　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町　　長	藤　井　弘　之　君	副　町　長	金　指　義　樹　君
教　育　長	宇　野　秀　宣　君	総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	河　出　真　志　君
民生部長兼 健康福祉課長	石　原　宏　一　君	産業建設部長兼 企業誘致推進室長	土　屋　典　生　君
教育部調整監兼 生涯学習課長	小　野　　健　君	会計管理者兼 税　務　課　長	藤　井　徳　明　君
まちづくり 戦　略　課　長	和　藤　潤　司　君	住民保険課長	末　村　春　美　君
子ども家庭課長	清　水　利　恵　君	建　設　課　長	堀　　智　君
産業環境課長	佐　藤　森　行　君	上下水道課長	立　木　正　一　君
教　育　課　長	大　坪　由　美　君		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹　下　政　文	書　　記	前　田　有　香

午前９時30分　開議

○議長（飯沼　満君）　皆さん、おはようございます。

昨夜、テレビを見ておりますと、東北の大震災から14年が過ぎたということで、我々の中にもいまだに記憶に新しい、かつてのない大惨事でございました。

それを、やっぱり我々議会を含めて、皆さん方が今後の若い方にどのような形で伝承していったらいいか、また近いうちに必ず来るであろう東南海地震に備えてどのように準備をしていったらいいか考えさせる昨夜のニュースだったと思います。

そんな形で、皆様方におかれましても、神戸町の安全・安心という形に真摯に取り組んでいただきながら議会を進められると幸いかと思っております。

では、これより本日の会議を開きます。

一般質問

○議長（飯沼　満君）　日程第１、一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次お願いいたします。

１番　深貝仁則君。

○１番（深貝仁則君）　議員番号１番　深貝仁則。

議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

大枠２つでございます。

１．ＡＥＤ設置についてです。

現在、神戸町のホームページには、神戸町ＡＥＤ設置箇所が掲載されています。学校をはじめとする公共施設や、町内の多くのコンビニエンスストアにも設置されています。しかし、町民が買物によく利用する、人が多く集まるドラッグストアや、食料品のスーパーには設置されていない店舗もあります。そこで、町民が安心・安全に生活するためにも、ＡＥＤの未設置店の店舗に対し設置を提案してはどうかということです。

２つ目です。

教育長が２期６年に取り組まれてきた施策についてです。

宇野教育長は、この３月末で２期６年間の区切りを迎えるが、その間にはハード・ソフトの両面で様々な教育施策を進められるなど、神戸町の教育行政に貢献されてきました。

そこで、２期６年間を振り返ったとき、どのような考え方で教育施策を進めてきたのか、２．これまでに具体的にはどのような教育施策に取り組まれてきたのか、以上の点についてよろしくお願いいたします。

○議長（飯沼　満君）　町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　おはようございます。

本日は、４人の議員さんより一般質問をいただいております。

発言順に従いまして、順次お答えをさせていただきます。

初めに、深貝議員の御質問の第１項目め、ＡＥＤ未設置の大型量販店舗に対して設置の提案をしてはどうかについてでございますが、議員御承知のとおり、神戸町ではこれまでに役場庁舎、中央公民館、並びに町民体育館などの公共施設をはじめ、小学校、中学校、幼児園など、21か所にＡＥＤを設置しております。

さらには、公共施設等の休館日及び夜間等にも使用できるよう、24時間営業の町内９か所全てのコンビニエンスストアに対して、町の費用で購入したＡＥＤについて、その設置の御協力をいただいております。

ＡＥＤの設置については、厚生労働省からの効果的かつ効率的な設置に向けた指針として、一般社団法人日本救急医療財団が取りまとめたＡＥＤの適正配置のガイドラインが示されております。このガイドラインによると、ＡＥＤの設置が推奨される施設として学校や公共施設をはじめ、多くの人が集まる商業施設などが上げられております。

このことを踏まえ、さらなるＡＥＤの適正な配置につきましては、店舗であります民間事業者の一層の御理解と御協力が必要不可欠でありまして、町といたしましては、今後、未設置の大型店舗に対してＡＥＤ設置の要請をしていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

なお、２項目めの御質問については、教育長から答弁させていただきます。

○議長（飯沼　満君）　教育長　宇野秀宣君。

○教育長（宇野秀宣君）　おはようございます。

深貝議員の教育施策に関する御質問の第１点目、教育施策を進める上での考え方についてですが、私ども教育委員会では次の３点を大事にしながら様々な教育施策に取り組んでまいりました。

１点目は、子供たちが明るく楽しく学校生活を送ることができるよう、また先生方がやりがいを持ち、生き生きと子供たちに接してもらえるよう、学校現場を全力で支えること。

２点目は、教育の現場において、主体的、対話的で深い学びの実現に向けて、子供たち自らが問いを大切にし、批評的思考態度を体得できるような教育を目指すこと。

３点目は、町民の皆さんが生涯学習やスポーツを通じて生き生きと充実した毎日を送ることができるような環境を整備することです。

次に、御質問の第２点目、具体的な取組についてでございますが、まず初めに、学校教育では誰一人取り残さない学びの場の確保、特別支援教育の充実及び生まれ育った神戸町を大切に

思う気持ちを育むふるさと学習、さらには教育のＩＣＴ化の推進を行ってまいりました。

具体的には、学校になじめない生徒の学びの場を確保するため、今年度、神戸中学校内に校内教育支援センター、通称「ばら菜ＲＯＯＭ」を開設いたしました。その上で、学びの多様化学校として国の認可を受けられた西濃学園と協定を締結し、子供の自立を支援するノウハウを取り入れることで、いまだ試行錯誤の段階ではありますが、誰一人取り残さない学びの場の確保に努めてまいりました。

また、特別支援教育については、早期把握、早期支援を基本コンセプトとして町内各校に特別支援アシスタントを積極的に配置するなど、支援を必要とする児童・生徒を支える体制を充実してまいりました。

そして、児童・生徒にふるさと神戸を大切に思う気持ちを育んでもらうため、ふるさと学習の時間に児童・生徒自身が神戸町のすばらしさや魅力を学ぶことで、ふるさと神戸に愛着を持ってもらうとともに、その学びの成果を発表・交流する場として、昨年度から「ふるさとごうど子どもサミット」を開催し、幼児園、小・中学校の代表者に参加いただき、発表を通して学び合いを行ってまいりました。

さらに、国のＧＩＧＡスクール構想に呼応して１人１台タブレット端末を配備し有効活用を推進するなど、他市町に先駆けてＩＣＴ環境を整備し、ＩＣＴ教育の充実にも努めてまいりました。このほかに、県教育委員会在職時のネットワークも活用しながら、学校現場の教職員配置の充実についても注力してまいりました。

あわせて、藤井町長の公約である給食費の無償化及び屋内運動場への空調設備の設置についても鋭意取り組んでまいりました。給食費の無償化については令和５年度に中学生を、今年度からは小学生の無償化を実施いたしました。屋内運動場空調設備設置事業につきましては、児童・生徒が快適に学校生活を送ることができるよう、いち早く設置に向けた取組を進め、今年度は神戸小学校屋内運動場に空調設備を設置いたしました。今後も、順次、屋内運動場に空調設備の整備を実施する計画でございます。

次に、生涯学習についてでございます。

社会教育関係では、令和元年度に神戸町文化遺産活用推進事業をスタートし、活性化事業として神戸山王まつりの啓発や、先ほど御説明いたしましたふるさと学習の一環として、小・中学生のみこし担ぎ体験会を行うなど、祭りの活性化と後継者の育成に取り組んでまいりました。

また、祭りを後世に正確に伝承するため、記録作成事業も併せて実施し、専門家による祭りの調査を行い、令和７年度には本事業の集大成である神戸山王まつり総合調査報告書の発刊を予定いたしております。

このほかに、県の県民文化局が実施するアウトリーチ事業を活用して、令和３年度には岐阜

県現代陶芸美術館所蔵コレクション展を日比野五鳳美術館で開催し、また令和４年度には岐阜県図書館名誉館長である紺野美沙子さんを招聘し、朗読を交えた講演会を開催するなど、多くの町民に文化芸術に親しんでいただけたのではないかと思います。

スポーツ振興関係では、毎年秋に神戸町内のスポーツ関係団体と共にごうどスポレクＤＡＹを開催することで、町民が気軽にスポーツに親しみながら楽しんでいただくことができる機会の提供を行ってまいりました。

以上、私ども教育委員会がこの６年間に取り組んでまいりました主な教育施策を御紹介し、深貝議員からの質問に対する答弁といたします。

〔１番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　深貝仁則君。

○１番（深貝仁則君）　御答弁ありがとうございました。

１項目めのＡＥＤ設置については要請していただけるということで大変ありがたく思います。

もし設置していただけることが決まりましたら、また助成金などを考えていただければ幸いかと思います。

次に、２項目めにつきましては、ただいま宇野教育長からの答弁をお聞きし、学校教育については、子供たちの充実した学びに対する取組、現場の先生に対してのきめ細やかな配慮など、将来の神戸町を担う子供たちへの教育に真摯に取り組んでこられた。

また、社会教育についても、生涯を通じての学びの場の提供とスポーツに気軽に取り組める環境を整備されるなど、町民が生きがいを持ち、生き生きと充実した毎日を送ることができるように御尽力されてこられたことに対しまして、深く感謝申し上げます。

それでは、ここでお礼を申し上げることがございます。

本日、ここにおられます立木正一上下水道課長と藤井徳明会計管理者様におかれましては、この３月末で一つの区切りを迎えられます。また、大坪由美教育課長におかれましても、２年間の割愛が終了し、教職に戻られるとお聞きしております。３名の方々は、今日までそれぞれお力を発揮していただき、町政の発展に寄与されてこられました。深く感謝を申し上げます。

今後とも、新しいお立場になられましても神戸町のために御尽力いただきますよう申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（飯沼　満君）　深貝仁則君の質問を終わり、４番　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　おはようございます。

議席番号４番　小川榮一。

ただいま議長の許可を得ましたので、通告により一般質問をさせていただきます。

今回は、２点質問させていただきます。

１点目は、養老鉄道につきまして、２点目は郷土の歴史につきまして質問させていただきます。

まず１点目、養老鉄道の広神戸駅の西側敷地についてです。

広神戸駅は、1913年、大正２年７月31日に開設され、今年で112年目を迎えます。１日の乗降者数は900から1,000人ほどの方が利用されています。

かつては、大垣行きと揖斐行きのプラットホームが２つありました。また、紡績工場からの専用の引込線もあり、貨物列車のステーションとしての役割もありました。

昭和44年に工場専用の線路がなくなり、昭和46年には行き違いの設備も撤去され、プラットホームは１つになりました。

昭和54年から西側敷地は線路補修の基地となりましたが、平成14年２月からは無人駅としてその機能もなくなりました。以後、広神戸駅の西側の敷地は23年間放置され、荒れてきております。

平成30年１月１日に沿線７市町でつくる一般社団法人養老線管理機構が、第三種鉄道事業者として路線・駅舎等の施設を保有、維持管理するようになりました。そこで、管理機構に敷地にパーク・アンド・ライドやレールパークなど、有効活用の要望をしてはどうでしょう。

養老鉄道の２点目、駅舎の防犯カメラの設置につきまして、先般１月22日にＪＲ長野駅前で男女３人が殺傷される通り魔の事件が発生しました。

事件から４日後、容疑者が逮捕されました。逮捕のきっかけは、複数の防犯カメラと市民からの情報提供だと言われております。不特定多数が集まり、しかも駅員のいない無人駅では、乗客の安全を守る意味からも防犯カメラが必要であると考えられます。

北神戸駅前と広神戸駅の駅前広場には既に防犯カメラがありますが、駅舎内にも防犯カメラを設置するよう管理機構に働きかけてはどうでしょうか。

続きまして、大きい２点目、郷土の歴史につきまして。

神戸町では、「神戸町史」上下巻が昭和44年に、「郷土の歴史ごうど」が昭和55年、「美濃神戸百年史」が平成17年に発刊され、町の歩みが記録されてきました。「郷土の歴史ごうど」は合併25周年記念事業として、また「美濃神戸百年史」は合併50周年記念事業として発行されてきました。「美濃神戸百年史」から20年が経過し、神戸町も大きく変遷しております。

そこで、10年後の合併80周年の周年記念事業として郷土の歴史書の発刊の取組をしてはどうでしょうか。

以上、御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（飯沼　満君）　町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　小川議員からの御質問の第１項目め、養老鉄道についての第１点目、広

神戸駅の西側敷地の活用についてでございますが、広神戸駅西側にある敷地については、近鉄から路線や鉄道施設の無償貸与を受けた沿線７市町が出資する一般社団法人養老線管理機構が管理しておりますが、議員のお説のとおり、以前から雑木、雑草が繁茂した状態になっております。

こうしたことから、ボランティア団体のごうど町賑わいのあるまちづくり協議会の皆さんが、町や養老鉄道の協力を得て令和元年度より現プラットホームの対面にあります雑草が生えてきた70メートルほどの旧揖斐行きプラットホームの跡地部分について、花の種をまくなどの活動を行っていただいております。

管理機構に確認いたしましたところ、駅西側の線路敷については、やはり安全の面から他の用途には使用ができないということでありました。

当該場所については、神戸町といたしましては、広神戸駅は町の玄関口でもあることから、管理機構に対してでき得る限りの除草など、適正な管理をしていただくようしっかりと要望していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

次に、御質問の第２点目、駅舎内の防犯カメラの設置についてでございますが、各駅舎を管理する管理機構によると、現在のところ、駅舎内に防犯カメラを設置しているのは利用者数の多い大垣駅と桑名駅の２駅のみということでした。

また、神戸町においては広神戸駅と北神戸駅の駅舎の入り口と駐輪場の周辺に防犯カメラを各４台、合計８台を設置し、駅周辺の防犯対策に努めているところでございます。

神戸町といたしましては、駅舎内にも防犯カメラを設置することは防犯対策の一つの手段であることから、今後、管理機構に対して設置を検討していただけるよう要望していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、御質問の第２項目め、町制80周年の記念事業の一つとして神戸町制80年史の発刊の取組をしてはどうかでございます。

議員お説のとおり、神戸町では昭和44年の「神戸町史」をはじめ、「郷土の歴史ごうど」や「美濃神戸百年史」を発刊してまいりました。また、平成17年の「美濃神戸百年史」以降、町史続編は発行しておりません。

町史は地域の歴史や文化を遺産として継承し、また活用していくことでまちづくりに寄与することができ、さらには地域の歴史や文化について理解を深めることで郷土愛を育むことができるものであると考えております。その一方で、町史の編さんには調査や資料収集、整理保存、また情報管理や作成など、かなりの時間と費用が必要となってまいります。

昨年９月の小川議員からの一般質問でもお答えさせていただきましたが、現時点では町制80周年事業の具体的な内容はまだ決まっておりません。したがいまして、町制80周年史の発行に

ついても今後の検討課題とさせていただきますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、小川議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

〔４番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　どうもありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず１点目の西側敷地につきましては、除草のほうの要望をするということでよろしくお願いしたいと思いますけれども、先日、広神戸駅のお客さんが、その西側敷地にタヌキとか野生動物が結構いるよというようなお話を聞きました。

そこで１つ気になるのは、以前から作業小屋といいましょうか、が３棟ほど放置されております。この作業小屋を養老鉄道管理機構が使うかどうかちょっと分かりませんが、この作業小屋についてもどうされるのかということもお尋ねしてほしいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　まちづくり戦略課長　和藤潤司君。

○まちづくり戦略課長（和藤潤司君）　機構に対しまして、小屋の状態が小動物のすみか、小川議員がおっしゃってみえるような小動物のすみかになっておるということの状況を伝えまして、適正に管理していただきますよう機構に対しまして会議等の機会を捉えて要望のほうをしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

〔４番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　やはり豊島紡績が更地になりまして、非常に西側敷地が目立ってきまして小動物のすみかになるようなことでは大変ですので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、２点目の防犯カメラについてですけれども、町長の答弁にありましたように、北神戸駅と広神戸駅の前には既に防犯カメラがつけてありますけれども、神戸町にはあと１つ、東赤坂駅があります。

先般、東赤坂駅もきれいに送迎用のスペースもできまして、見晴らしがよくなりました。できましたら、東赤坂駅のほうですね、防犯カメラ設置についてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　まちづくり戦略課長　和藤潤司君。

○まちづくり戦略課長（和藤潤司君）　町長の答弁にもございましたとおり、駅周辺の防犯対策は大変重要ということでございますので、設置について十分検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

〔４番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　それでは、よろしくお願いいたします。

最後ですけれども、郷土史のことですけれども、現段階ではちょっと考えていないようなお話でしたけれども、例えば今までの過去の町史を調べましたところ、大体10年以上かけて編集しています。やはり準備期間が短いと、どうしても間違いとかいろいろ出てきますので、もしつくるとなればやはりそれなりの時間が必要だと思うんですね。

それで、例えば準備室とか準備委員会というのは、そういうことで環境整備していくというのは、そういうお考えはありませんでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　小川議員のお説のとおり、時間と労力が相当にかかると思っております。

もし80周年を発刊するという状況になれば、そのような準備委員会、準備組織は必要だというふうに認識しております。

〔４番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　ありがとうございました。

合併80周年ということで80周年史ができるような、そういう方向でぜひとも検討していただければと思います。

以上で小川榮一の一般質問を終了します。どうもありがとうございました。

○議長（飯沼　満君）　小川榮一君の質問を終わり、３番　宮嶋健太郎君。

○３番（宮嶋健太郎君）　議席番号３　宮嶋健太郎です。

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問いたします。

本日は、子供の居場所について。（仮称）ごうど児童館（以下、児童館）の運用方法と不登校支援の２項目について質問します。

近年、子供を取り巻く社会環境は厳しいものとなっており、児童虐待、子供の貧困、不登校、ネットいじめ、青少年の犯罪被害、ヤングケアラー、ひきこもり、自死と多くの社会問題が発生しています。

子供の利益を最優先に考える取組や政策を国の中心に据える社会目標である「こどもまんなか社会」というビジョンができ、令和５年４月に施行されたこども基本法で、今後の子供政策についての基本理念が示されました。さらに、基本的な方針や重要事項を定めたこども大綱が同年12月に策定され、全ての子供や若者が幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して国も動き出しております。

そんな中で、公的な子供の居場所として筆頭に上げられるのが児童館です。

児童館とは、児童福祉法に規定され、18歳未満の子供を対象に遊びを通した健全育成を図ることを目的に造られる施設です。しかし、設置や運用の状況は自治体ごとの差が大きく、地域格差が著しいものになっていると言われております。

西濃管内近隣の児童館の状況としては、池田町が保育園や小学校と隣接して４つの施設、大垣市は４月から１施設増やしての２施設、ほか安八町、輪之内町、大野町、養老町各１施設ずつとなっております。

今年１月に岐阜県主催の岐阜県子ども支援ネットワーク形成研修「子どもの居場所×児童館」というイベントが大垣市で開催され、私も県下の子育て支援団体の皆様と共に参加してまいりました。そのときの講師のお一人であった愛知県東郷町立兵庫児童館の髙阪館長の話から、いかに児童館の運用が大切かを思い知り、今回の質問をするに至りました。

なお、今回の質問をするに当たり、昨年11月に開館したばかりの海津市こども未来館ZüTToを同僚議員と、また前述の東郷町立兵庫児童館に見学させていただき、館長さんやスタッフさんからお話を伺いました。ここにお礼を申し上げます。

では、大問１．児童館の運用方法について。

神戸町では、ふれあいセンター１階に改修・設置する児童館を令和６年度上期に設計、下期から令和７年度にかけて工事、７月完成予定とされております。

⑴児童館の改修状況はどのようになっていますでしょうか。また、近隣他市町施設においても運営形態は様々で、公営、民営、支援団体との協働、利用時間帯、町内外の利用、料金の有無など様々な違いがあります。神戸町の運用方法はどう考えていますでしょうか。

⑵児童館の設計において、子育て団体などが活動しやすいようにと意見を集めるワークショップがありましたが、運用方法については特に意見を求められなかったと聞いております。

設計に関してだけでなく、運用方法も先進事例や子育て団体、その他広く児童・生徒、保護者の声を集め、取り入れてはどうでしょうか。

⑶学校生活の時間帯は児童館を利用できない自治体もあります。しかし、不登校児童・生徒の安心できる居場所としても児童館を活用できないでしょうか。

それでは、大問２．不登校支援に移ります。

2023年度の小・中学校における不登校児童・生徒数は34万6,482人で、過去最多を記録しました。これは前年度から４万7,434人、15.7％の増加で、小・中学校の不登校は11年連続で増加しています。

平成28年には、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律、教育機会確保法が成立し、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策に対応するべく、国も各地方自治体も取り組んでいるところです。

神戸中学校には、教室に入れない生徒のために、ほほえみ相談室があります。加えて今年度、先ほどもありましたが、校内支援センター「ばら菜ＲＯＯＭ」が設置されました。

ばら菜ＲＯＯＭは、特に学習をしなければならないという場所ではなく、家庭の外でも安心していられる居場所としての位置づけです。私も以前、現地を見学させていただきましたが、相談室には行けなかったけれどもばら菜ＲＯＯＭならと、不登校の生徒の居場所の選択肢が増えたと聞いております。

それでは、(1)神戸町の不登校の現状と対応はどうでしょうか。

また、西濃学園と神戸町が連携協定を結んで１年がたちます。昨年12月に実施された丸ごと西濃学園というイベントに同僚議員と共に参加いたしました。西濃学園の歴史、卒業生の話や現役生による立派な主張発表、西濃学園の先生方の熱意には驚かされました。

(2)西濃学園と具体的にどのような連携をしてきて、今後は何を予定していますでしょうか。

(3)コロナ禍からオンライン授業も可能になりましたが、現在は不登校児童・生徒に対してオンライン授業などの対応はどうしているでしょうか。

(4)番、岐阜市や大垣市がメタバースの活用による不登校やひきこもりの対応を新年度から取り組むと聞いております。支援団体との連携、ＳＮＳやメタバースの活用による多様な相談体制を神戸町も確立してはどうでしょうか。

以上、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（飯沼　満君）　町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　宮嶋健太郎議員の御質問の第１項目め、（仮称）ごうど児童館の運用方法についての第１点目、児童館の改修状況と運用方法についてでございますが、昨年12月より外壁や内部解体、そして屋上の防水工事等を進めております。今後は、内装工事や施設周辺の整備を行い、令和７年７月の完成を目指して改修工事を鋭意進めているところでございます。

また、今後の運用方法については、現在、児童館を設置している近隣市町の運用状況等を調査し、開館に向けて庁舎内で協議を重ねている状況でございます。

次に、御質問の第２点目、設計だけでなく運用方法についても、子育て支援団体や児童、保護者の声を入れてはどうかでございます。

議員御指摘のとおり、令和５年度には子育て団体の方々に御出席をいただき、施設及び設備に関してのワークショップを３回開催いたしました。子供たちが使いやすく、また子育て支援団体が活動しやすい施設となるよう、貴重な御意見、御提言を多数いただきました。

御質問の運用方法についても、来週の19日水曜日には子育て支援団体や関係機関の方々にもお集まりいただき、施設での活動や運営面について御意見等をいただく場を設けております。

次に、御質問の第３点目、不登校児童・生徒の居場所として児童館を活用できないかでござ

いますが、児童館の開館時間等については、先ほど御答弁いたしましたように、現在近隣市町の開館時間等を参考にしながら協議を重ねているところでございます。

また、不登校児童等の居場所としての活用につきましても、児童館の運用方法について子育て関係団体のほかにも教育委員会等、児童・生徒に関わる方々にも参画していただき、協議、調整してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、児童館が地域における子供の居場所として、さらには子供や保護者に寄り添い、誰もが安全で安心して過ごせる場所となるよう努めてまいりますので、御理解賜りたいと思います。

第２項目めの不登校支援については、教育長より答弁いたします。

○議長（飯沼　満君）　教育長　宇野秀宣君。

○教育長（宇野秀宣君）　続きまして、御質問の第２項目め、不登校支援の第１点目、神戸町の不登校の現状と対応についてでございますが、今年度２月末時点において、小学校では22名、中学校では31名の児童・生徒が年間30日以上欠席している状況です。中学生は近年横ばい状況ですが、小学生は年々増加傾向にあります。また、1,000人当たりの不登校児童・生徒数を全国や県と比較しますと、小・中学生ともに全国や県よりもやや高い値となっており、不登校については重要な課題と考えております。

現在、小・中学校では、児童・生徒が休み始めた段階で、家庭と連携を取った上で関係する教職員やスクールカウンセラーが児童・生徒に対する支援方法を検討するケース会議を開くなど、組織的な動きを大切にし、不登校の未然防止に努めております。

また、別室登校や保健室登校、放課後登校など、複数の教職員で関わり、個に応じて様々な支援をしております。

中学校では、今年度開設した校内教育支援センター、通称「ばら菜ＲＯＯＭ」の活用を図り、中にはほぼ毎日通室できるようになった生徒もいます。

次に、御質問の第２点目、西濃学園との連携協定についてでございますが、今年度初めに町内小・中学校の校長とばら菜ＲＯＯＭの担当者を西濃学園に派遣し、連携の在り方について意見交換を行いました。その上で、西濃学園から加納博明学園長さんほかの講師を招き、全教職員向けの研修会や保護者対象の講演会を開催いたしました。

西濃学園において実施した教員初任者研修も含め、不登校児童・生徒やその保護者の立場に立って理解を深め、適切な指導援助ができるように教職員のスキルアップを図ってまいりました。来年度も、継続した取組とさらなる連携強化を計画してまいります。

次に、御質問の第３点目、オンライン授業などの対応についてでございますが、実際に不登校児童・生徒へのオンライン配信は、保護者や児童・生徒の希望に応じて実施しております。

中学校では、ほほえみ相談室、または自宅から毎日参加している生徒もおります。双方向の学習ではありませんが、生徒が主体的に学ぶ場となっております。

次に、御質問の第４点目、支援団体との連携、ＳＮＳやメタバースの活用による相談体制の確立についてでございますが、様々な民間の施設、団体の中で特に関わりがございますのがフリースクールです。

学校や教育委員会が訪問するなどしてその活動状況を把握し、その上でフリースクールへの通学を出席扱いにしているお子さんもおられます。

今後も、児童・生徒の可能性を伸ばせるように関わりを保ってまいりたいと考えています。

メタバースによる相談体制については、県内では岐阜市で既に本格的な運用が始まっております。また、大垣市でも来年度からの実施に向けた取組が行われていると聞いております。他市町の取組や成果を調査・検証し、子供の居場所づくりの一つとして今後の研究課題としていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、学校現場と連携し、誰一人取り残さない学びの保障に向けた取組を継続的に行ってまいります。

以上、宮嶋議員からの御質問に対する答弁といたします。

〔３番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　宮嶋健太郎君。

○３番（宮嶋健太郎君）　ありがとうございます。

それでは、再質問に移ります。

大問１．児童館について。(1)(2)の児童館の運用方法についてですけれども、新年度予算にも職員の給与等を計上されていましたが、児童館の職員の配置はどうなりますでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　副町長　金指義樹君。

○副町長（金指義樹君）　お答えさせていただきます。

議員お説のとおり、児童館の管理経費の中で人件費を計上させていただいております。人事のことでございますので現時点では具体的なことは申し上げにくいんですけれども、施設長を配置すること、また保育士の資格を持った職員を積極的に配置するなど、国のこども家庭庁が示しております児童館ガイドラインに即して人事配置してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔３番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　宮嶋健太郎君。

○３番（宮嶋健太郎君）　ありがとうございます。

今、人事なのでということですけれども、施設長と保育士を設置されるということで、また

先にも述べますけれども、非常にハードのところはもう今進めていることですので、今までいろんな方のお話を聞いてそれを進めている状態ですけれども、これからソフト面のこと、運用面のこと、また人についてはこれからだと思いますので、ぜひ適切な方を配置していただきたいなと思っております。

では、引き続き、来週にも運営についてのワークショップが開催されるということで、非常に安心いたしました。できるだけ利用者目線の意見を取り入れた運用・運営をお願いいたします。

他市町の児童館の中で、自市町の利用割合が少ないという課題を抱えているところがありました。

現在開館している神戸町の子育て支援センターはどのような利用状況でしょうか。

○議長（飯沼　満君）　子ども家庭課長　清水利恵君。

○子ども家庭課長（清水利恵君）　子育て支援センターについてお答えさせていただきます。

子育て支援センターは、開館当初より町内外の児童・保護者の方に利用していただいておりまして、令和元年度まで来館者の約６割が町外からの利用者となっております。

令和２年度以降につきましては、新型コロナウイルス感染対策のため町外からの利用については来館者数に制限を設けて開館しており、現在は児童館改修により保健センターにて開館しておりますため、町内の児童・保護者のみの利用とさせていただいております。

〔３番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　宮嶋健太郎君。

○３番（宮嶋健太郎君）　町外利用が多いというのは、それだけすばらしい施設だということで他市町からも来るということで、それが町の強みにもなると思います。

しかし、あくまでも最優先受益者は神戸町の方だと思いますので、神戸町のお子さんにたくさん来てもらえる運営・運用をお願いしたいです。

なお、⑶不登校児童・生徒の児童館活用については、先ほど教育委員会、教育部とも連携してというお話がございました。そのような形で、ぜひ児童館が安心して不登校児童・生徒の居場所となるようにお願いをいたします。

以下、意見になります。

以前、見学に伺った海津市のこども未来館のキッズ広場は、遊具で人気なボーネルンドがプロデュースしており、非常にすてきなつくりで、有料にもかかわらず２か月で１万人を突破したとのことでした。こども未来館自体は海津市が運営しながら、その中の２階の有料キッズ広場は民間委託して運営されておりました。

愛知県の東郷町立兵庫児童館は、町内に６つある児童館の中、唯一の民営で、小学校と隣接

し、学校と連携、放課後児童クラブや子育て支援もしながら、不登校青年の居場所にもなっていました。遊びに関しても異年齢で交流できる仕掛けがあり、自分たちでやりたいことを決めて、子供たちが自分でルールを考える、夢のような児童館でした。館長やスタッフの熱い思いですばらしい児童館が運営されているのを目の当たりにしました。

海津市をはじめ、近隣児童館は把握されていると思いますが、神戸町と兵庫児童館という面白い縁を感じてしまうこの児童館もぜひ参考にしていただきたいです。よろしくお願いいたします。

それでは、大問２の不登校支援について移ります。

神戸町の現状と対応。私が思っていた以上に、実際の不登校としてカウントされる生徒さんが50名以上いるという事実は事実としてしっかり受け止めねばならないと思っております。

しかし、先ほどその数が、1,000人当たりの数が全国より全国や県より高いということですが、それが高いから決してそれがいけないということではないと思っております。そういった数を比較するのではなく、そういったものはもう起きてしまうもので、それをそれからどのように対応していくかが非常に大事ではないかと思っております。

神戸町の現状と対応、そして西濃学園との連携についてですが、私は神戸町の不登校対応がばら菜ＲＯＯＭと西濃学園の連携におけるように、他市町に先んじていると感じております。これら２つの取組の２年目以降も、より一層の充実をお願いいたします。

しかし、一たび不登校の当事者となると、児童・生徒とともに保護者も非常に大きな心配を抱えることになります。保護者支援についての取組はどうされているでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　教育課長　大坪由美君。

○教育課長（大坪由美君）　保護者支援についてでございますが、１月にばら菜ＲＯＯＭの担当者による保護者交流会を実施いたしましたところ、予想以上に多くの保護者の方に御参加いただけまして、その中で保護者同士が交流をする大変よい機会になったと聞いております。

今後も、スクールカウンセラーにも協力していただきながら、定期的に実施を計画しています。

また、先月、ばら菜ＲＯＯＭ担当者と教育委員会、そして学校とが連携して来年度の運営に向けて相談をする機会を設けたところ、保護者の方の中には進路に対する不安が大きい方もいらっしゃるというような声も聞いておりますので、そういった保護者の不安やニーズにも応えられるように、今後も一層連携を深め、保護者支援に力を入れていきたいと考えております。

〔３番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　宮嶋健太郎君。

○３番（宮嶋健太郎君）　ありがとうございます。

非常に心強い答弁でうれしく思っております。

神戸町には親の会も、「ひよこの会」、そして「おおきなて」と複数団体あり、そこにつながれば保護者の方も公のもの以外にもそのようなものもあり、心強いのではと思っております。先ほど御説明がありましたような、保護者の方の連携するような場ですね、そういうところからまた横のつながりもできていければよいのではと思います。

先ほどの不登校支援の両団体に対しても、町も場所についてやまちづくり活動助成など支援されているとのことですので、これからもそのような団体とも協働しながら対応をよろしくお願いいたします。

それでは、(3)オンライン授業について。小学生の不登校の子は、高学年でないとそもそもなかなか自分１人でオンライン授業を受ける準備が整えられないかもしれませんが、何か１教科、得意科目だけでもつながっていることで、つながっているという帰属意識が生まれてくるのではと思います。

ぜひ、つながりが持てるようできる限りのサポートをお願いしたいと思います。

(4)について、多様な相談体制についてですが、まずは対面のサポート体制が大切なのはもちろんですが、かえって知っている人に相談できないというときもございます。

何かあったときに、お子さんがすぐ相談できる体制に１人１台あるタブレットも何か利用できないでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　教育課長　大坪由美君。

○教育課長（大坪由美君）　現在、学校のほうではＳＯＳの出し方教育等で、困ったときに子供たちがすぐに声を上げられる、そういった体制を整えておりますが、今後さらに、今議員がお話しいただきましたように、１人１台タブレットを活用しまして、必要なときに子供たちが利用できるよう相談窓口等をタブレットのデスクトップに張りつける、または一人一人の子供の健康状態を知ることができるようなアプリの導入など、調査・研究してまいりたいと思います。

〔３番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　宮嶋健太郎君。

○３番（宮嶋健太郎君）　ありがとうございます。

今もいろいろな相談方法も御検討いただけるということで、よろしくお願いいたします。

時代に合わせた対応が日々アップデートされていると思いますので、調査・研究をよろしくお願いいたします。

最後になります。意見となります。

不登校は今非常に増えており、学びの多様化という今までの学力のみを指標とする評価から考え方をシフトチェンジする必要があるなと、私も身につまされております。

しかし、一方、不登校という数が増えているとはいえ、少数派である不登校児童・生徒、その御家庭を孤立しないようサポートすることは、し過ぎることはありません。今回、質問をするに当たって私が個人的にお声がけをしたある保護者の方からは、親の私が傷つきたくない状態なんですと、痛ましい気持ちをお伝えいただいた方もいらっしゃいます。

また、高校生の通学定期の３分の１補助という制度が神戸町にはございますけれども、こちらが通信制の高校に週何回か通学する場合の回数券にはそのような補助は適用されないでしょうかというような声も先日いただきました。

ぜひ、不登校児童・生徒の家庭のことも視野に入れて、より取り残されるという思いをする人が出ないよう、課を超えて今後とも対応をよろしくお願いいたします。

なお、同僚議員からもありましたが、今回御答弁いただきました宇野教育長は、２期６年の区切りを迎えられます。大坪課長は２年の割愛終了により教職復帰とのことでございます。今回も非常に丁寧に御答弁いただきましたことに感謝をし、以上で私の今回の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（飯沼　満君）　宮嶋健太郎君の質問を終わり、ここで10時50分まで休憩します。

午前10時30分　休憩

午前10時50分　再開

○議長（飯沼　満君）　休憩を終わり、会議を続けます。

10番　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　10番　鈴木愛子でございます。

一般質問のほうを行いたいと思います。

まず冒頭ではありますが、議長のほうから御挨拶がありました。昨日、東日本大震災で各地で追悼の行事が行われました。亡くなられた方、それと行方不明の方を含めて２万2,228人に上ると言われております。この教訓を私たちもしっかり受け止め、町政に反映していくものと考えております。

まず第１点目、質問に入ります。若い人たちの魅力あるまちづくりの展望についてです。

新年度から、第６次町総合計画に基づくまちづくりが始まります。町の将来を見据え、土台となる最大の課題は人口減少への歯止めをどうするのか、特に若者にとって魅力あるまちづくりをどう進めるのか、その戦略だと考えております。

言うまでもなく、人口減少問題は、主として国の政策と政治責任に属する課題であり、町が単独でその課題を克服することは極めて困難であります。

しかし、その大きな人口動向の流れの中でも、町の主体的かつ積極的な取組次第では、その流れを少しでも止められる可能性はあるし、またやらねばならない最優先の課題と言えるので

はないかと考えるものです。

そこで、２点について質問いたします。

(1)若者が楽しく集えるよう、商業や観光分野での抜本的対策が必要ではないでしょうか。

(2)人口減少対策への有効な取組をどう進めていくのか。

現在、町では様々な子育てや高齢者支援、若者の定住支援など、多彩な取組がされております。今後の総合的な有効な対策をどのように進めていかれるのか、お尋ねをいたします。

大きい２番に入ります。新年度予算の事業についてです。

(1)地域福祉の推進として、子供から高齢者、また障がいのある方、生活困窮者等、地域住民やその世帯が抱える複雑化、複合化した生活の課題やニーズに対応するため、包括的に支援体制を構築する重層的支援体制整備事業の具体的な取組とは何か。本年からの初めての取組でありますが、その内容についてお尋ねをいたします。

(2)相談支援等を充実させる専門的知識が必要と思われますが、どのような対応をするのかお尋ねをしたいと思います。

以上、大きく２点でありますが、よろしくお願いいたします。

○議長（飯沼　満君）　町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　鈴木議員の御質問の第１項目め、若い人たちの魅力あるまちづくりの展望についての第１点目、商業と観光分野の抜本的な対策でございますが、議員お説のとおり、神戸町にとって最大の課題は、やはり人口減少の歯止めであります。特に、若者にとって魅力あるまちづくりが重要であると十分認識しております。

こうした中、神戸町では、令和７年４月から新しいまちづくりの基本指針であります神戸町第６次総合計画が始まります。この６次総の策定に当たっては、一昨年度から現状の把握に向け、より多くの町民の意見を拾うため、住民アンケートのほかに中学生アンケートや住民ワークショップを実施いたしました。そこでの御意見の中には、買物と飲食する場所、観光資源の少なさが上げられておりました。

そうしたことから、６次総では、基本目標の一つである魅力ある産業で活力を生み出すまちづくりの項目の中に商業機能の維持を掲げ、商工会との連携の下、指導・支援体制の強化、消費者ニーズに対応した魅力ある商業活動を支援していくと記載しています。

これを受け、新年度予算においては、飲食店を含め、新たに事業を開始される方に対する創業支援事業補助金や、新たな分野での展開を支援する元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金、さらには特産品開発支援補助金など、事業者を支援する制度を予算計上しております。

神戸町にはこうした支援策が整っているということを、これまでにも増して積極的に内外にアピールしていきたいと考えております。

一方、観光分野については、この６次総において観光資源の活用と交流人口の拡大を掲げ、四季折々の各種イベントの開催を通じてまちのにぎわいを図っていくとしています。

広神戸駅前にあるごうど観光交流館「ひよしの里」が主催する駅前でのイベントや、民間ボランティア団体が日吉神社を会場にしたイベントを開催し、ともに盛況を博すなど、コロナ禍以降若い方が参加し、町なかのにぎわいをつくり出すイベントも増えてきています。

また、町主催の秋のイベント「神Ｆｅｓ！」においてお笑い芸人ステージショーなどを開催するなど、若い人に喜んでいただけるイベントになるよう取り組んでいるところでございます。

神戸町といたしましては、６次総に沿ったまちづくりを進めていくことで、町の活性化、魅力あるまちづくりに取り組んでまいりますので、御理解賜りたいと思います。

次に、御質問の第２点目、人口減少対策についてでございますが、神戸町は、民間有識者で構成された人口戦略会議が発表した昨年４月の調査結果において、10年前の前回の調査から人口減少が改善され、消滅可能性自治体を脱却したと報道されました。

平成26年に消滅可能性都市として位置づけられてからの約10年間、人口減少対策を目的としたまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、子育て支援、移住・定住の促進、産業の活性化など、人口減少の抑制につながっていく事業をあらゆる側面から総合的に取り組むとともに、さらには毎年拡充策を図ってきたことが結果として現れたものと考えています。その結果、社会増減では一定の成果が出ているものの、その一方で、自然減ではなお歯止めがかかっておりません。

人口減少問題は、国全体の社会的な課題ではありますが、神戸町といたしましては、町の総合計画と同様にスタートいたします第３期総合戦略に基づき、これまでの事業の継続とさらなる充実を図ることで対応していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、御質問の第２項目め、新年度予算の事業についての第１点目、重層的支援体制整備事業の具体的な取組についてでございます。

近年、日本の社会は、人口減少・少子高齢が進行する中、高齢化、単身世帯の単身世帯の増加、社会的孤立等の影響により人々が暮らしていく上での課題が複雑化、複合化するとともに、地域とのつながりが希薄化してきています。

一つの世帯に高齢者、障がい者、ひきこもりの方が同居している、また育児と介護が同時に発生しているダブルケアがある、いわゆる８０５０問題がある中で、さらには生活が困窮しているなど、これまでの分野別・縦割りの支援体制では対応が困難な相談が増えてきています。こうしたことから、重層的支援体制整備事業は分野を超えて様々な生活環境に対し、総合的に相談に応じ、解決に取り組むこととされております。

さらには、既存の相談支援や地域づくりの取組を生かし、包括的相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の３つの支援を一体的に実施する重層的で包括的な支援体制を進めていくことが必要であるとされています。

このような状況を踏まえ、神戸町では、令和４年度から神戸町社会福祉協議会と役場民生部が中心となりまして様々な事業を展開してきております。

具体的に、その取組の１つ目であります包括的相談支援では、それぞれの相談窓口で包括的に受け止めた相談について、庁内の関係各課が情報を共有し、要支援者に対する支援プランを作成する支援会議を開催するとともに、関係する民間事業者等と支援内容などを調整しております。

令和７年度には、新たに生活困窮に関わる一時相談窓口を健康福祉課の窓口に開設し、相談支援体制の強化を図ってまいります。

２つ目の参加支援については、様々な理由からひきこもりになっている方に対し、社会とのつながりをつくり、多様な社会参加の実現を目指し、現在、ＮＰＯ法人グラシアスにひきこもり等居場所づくり支援事業を委託し、社会参加へのきっかけづくりになるよう事業を進めております。

３つ目の地域づくりに向けた支援では、各小学校区単位で福祉委員会を立ち上げております。そこには地域の多様な主体が集まり、地域で高齢者等を支援するための集いの場の創出を図っております。

さらに、民間の方と協働して実施している認知症カフェや住民自らが介護予防に取り組むフレイルサポーター養成講座、地域で子育てをサポートする子育て支援センター事業、そしてＮＰＯ法人とーたすに委託して行っております地域共生に係る講演会などは、属性や世代を超えて交流できる場として民間の方々と協働して実施しているところであります。

続きまして、質問の第２点目、相談支援を充実させる専門知識の必要性についてです。

複雑化、複合化した相談ニーズに対して、これまでのような属性だけで判断して対応することが困難な相談に対して、多様な課題に対応した専門性を持った職員の配置や体制の整備が必要となってきております。そのため、人事の面では相談支援に当たる民生部に社会福祉士を増員したほか、保健師など専門的知識のある職員を配置し、全体の課題をまとめるコーディネーターとして位置づけ、相談支援体制の整備を進めております。

また、職員に対しては、包括的な相談体制の構築に向け、意識の醸成を図るため、今年度から開催しております福祉相談窓口連携会議を引き続き開催し、コーディネーターを中心に勉強会を重ね、知識の向上に努めてまいります。

加えまして、民生部局だけではなく全庁的に連携することで、より一層の包括的支援体制を

構築し、地域共生社会の実現に向けて重層的支援体制整備事業を着実に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上、鈴木議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　ありがとうございました。

それでは、再質問に入ります。

町長の答弁の中には、中学生のアンケートやワークショップのアンケート結果という内容も含まれておりました。

将来を担う、神戸町を担う今15歳、13、14、15歳の中学生の意見を十分取り入れた内容で教育指導はされているとは思いますが、具体的に中学生のアンケートの中では、神戸町は住みやすいところだと、どちらかと言えば住みやすいという、この２点を含めたアンケート結果は86.1％と非常に高いです。ですから、神戸町を本当に親しんでいる、愛しているということがこのパーセントからもうかがえるわけです。

この子たちがやはりこの町内で働いて、そして結婚して生活していっていただけるのが一番理想なんですが、その上では、職場がやっぱり少なければ働く場所がないということも考えられますし、そして大学が外へ出た場合、都市部に行った場合、そこで生活圏として住まれるということはありますけど、行く行くは戻ってきたいというアンケートも出ています。神戸町を離れても将来的には戻ってきたいという方も多くいらっしゃいますので、そういった意味では働く場所がまず第１点目だと思います。

今、工業団地の関係で幾つかの会社が手を挙げてくださっています。そういう会社に、神戸町の人たちが働く場をやっぱり行政として取ってほしいということも強く言っていただいているとは思うんですが、そういうのはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（飯沼　満君）　町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　鈴木議員のお説のとおり、将来神戸町に戻ってきたいという、今の中学生アンケートで出ております。

やはり議員御指摘のように、仕事の場がないとなかなか大学生になって、高校生、大学生を卒業した後、こちらへ帰ってくる雇用がないということでございますので、雇用の確保というのは本当に課題だというふうに思っております。

このたび、大野神戸インターの南に土地区画整理事業ということで幾つかの企業が進出を決定し、また今協議中であります。このところも既にいろいろなところに雇用の人間は何人ぐらい要るのかとか、いろいろお聞きしております。

こういったことで雇用創出を図りながら、若い世代が一旦は出ていってもまた戻ってこられるような、そういった環境づくりに努めていきたいというふうに思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　ありがとうございます。

以前は前町長が毎年のように工業団地のトップの方々と話合いをしながら、そういうことがよく言われていたんですけど、今もやっていらっしゃるんでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　町内には大企業もあります。それから中小企業もあります。いろいろな機会に応じてトップとか、それから経営者の方とは話合いは続けております。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　その点で、橋渡しというんですか、町長がぜひその役目を担っていただいて、神戸でたくさんの方々を雇用していっていただけるような内容で行っていただきたいと思います。

それでは、このアンケートの中で、実はよりよいまちにしていくためにはどうしたらいいか。その前に、神戸町としては、自然環境がよい、安全である、学校教育の環境がよい、地域での人間関係がよいと非常に高評価をいただいているんですが、その上でやっぱり町の活性化を望む、人口減少対策の問題、商業施設の誘致など、こういうことが子供たちからのアンケートでもうかがえます。

町長、幾つか御答弁いただきました。いろいろやっている支援もお聞きしましたが、町並みが非常に寂れている、町並みを何とかしなきゃいけない。そして、幾つかイベントはやっていますが、単発なんですよね。そのときだけ、お祭りのときだけ、「神Ｆｅｓ！」のときだけということになりますので、常にやっぱり人が行き交う町、そして買物もできるような町にやはりしていくべきだと思うんです。

お年寄りの方は歩いて大体500歩、1,000歩ぐらいしか歩けないといいます。そういう方が押し車を押されても買物できるような、買物もそんな大きなものはできないと思いますが、町内の中にコンビニなどもあると大変便利かなと思いますが、集客が少ないのでコンビニが手を挙げないんじゃないかと私たちは思っておりますけど、そういう簡単に物が買えるような場所が町内にあるべき。そうすることによって、人が行き交う町になるわけなんですよね。

私は前々から言っております。町内に、日吉神社の前にみたらし屋さん、うどん屋さん、それからラーメン屋さん、そして何でしょうか、本当に今菓子屋さんも全部閉じてしまっている

んですよね、お菓子屋さんも。昔からあった大きな町が本当に縮小されてしまって、人が全然通らない。朝など通りますと、車が一台も通らない。今まででしたら、車が行き交って非常に危ないなと思うことがあったのに、すいすい通れてしまうということは、これは問題なんですよね。そういうところに力を入れていただきたい。

今、商工会を通じて支援金も出すということですので、こういったものをぜひやってもらえないかということも、向こうが手を挙げて、やりたいからやらせてというのもそうなんですが、それに重ねてこちらもぜひこういうものをやっていただきたいというものをつくっていくべきだと思うんです。

ただ、それが一挙にはできませんので、今年１つでき、次の年に１つでき、そうすると１つできることによって人が増えていくと思うんです。そういう意味ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　まちのにぎわいづくりということで、若い世代を呼び込むということだと思います。

先ほども答弁の中で申し上げましたように、二、三のそういった創業支援とか、飲食店を含む創業支援とか、それから中小企業のサポート事業、それから特産品の開発費の補助金を用意しております。

まだまだ町内でもまだそういうふうに向けてのＰＲが不足だというふうに思っておりますので、あらゆる機会を通じて、いろんな町外、県外に出て行く機会も多うございますので、そちらのほうで積極的にＰＲして、また商工会とも連携をしながら進めていきたいというふうに思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　そういった総合的な支援が充実していることによって取り組まれる方も中にはいると思いますので、少し大きな考えで、例えばこの事業はちょっとできませんよじゃなくて、ぜひこういったものをやってほしいというような取組をしていただきたいと思います。

人口減少は、自然減はしているという町長の答弁でした。前の消滅自治体からは脱却はしましたが、微増でありますので、この取組はやっぱり常日頃から行っていく内容と思います。ぜひ力を入れていただきたいと思います。

続いて、新年度予算の事業の中の重層的支援体制整備事業です。

この中で、いろいろ御説明いただきました。大変いい事業があるなというふうに感じますし、

いいことだと思います。

しかし、ここで、しかしなんです。こういうところに出てこられる人はいいんです。出てこない人、そして困っていると手を挙げない人、ここが問題なんですよね。そういうのをやはりキャッチするのは、民生委員さんとかそういう方々、福祉委員さんとかそういう方々になってくるんだと思うんですけど、最悪の場合を考えれば、本当にこれからどんどん増える内容です。

実は私の知り合いに、やっぱりこういう方が、もう既にこれは始まっています。でも、その人は行政にはそう言っていないと思うんですよね。ある年数がたてば、必ずやもう本当に逼迫した状態になります。というのは、３人家族なんですね、御夫婦と子供。町長が先ほど言いました８０５０問題、これが７０４０問題に今多く出ているといいます。70歳代で40歳代の子供さん。

実は、その子供さんが中学のときからひきこもりなんですね。人と全然接触していないし、できない。要は人が怖いなのかな。やはりいじめに遭ったということで、もう家から一歩も出ない感じなんです。そこで、御夫婦はもう定年になっていますね。そうすると、年金生活２人と子供１人、３人で生活しているんです。御主人が昨年ぐらいから認知症になりました。奥さんは手を焼いちゃって、どこかへ行っちゃうということでデイサービス等に入れていらっしゃいますが、１日だったのが、１日ではもう家族が大変だということで３日行っていらっしゃるんです。

デイにもお金が、費用がかかりますので、大変だけれども自分たちの体力が続かないといけないからといって入れていらっしゃったわけ。しかし、そこでインフルエンザとか、それからコロナにかかりますと、施設は預かってくれないんですよね。そうしますと、家族の中で見なきゃいけないけど、家族は車にも乗れないから買物にも行けない、食べることも困ってしまうというような状況があったそうです。そういう意味では、本当にこういうのをどうやって助けてあげたらいいのかなと思うんですね。

私は少しフードバンクに関わっていますので、フードバンクの企業が出してくれた食料品とかそういうものを少しお持ちしたんですけど、それは本当に僅かな手助けしかならなかったと思うんです。５日間ぐらい施設を休みますので、私はそんなにできませんから、結局１日分ぐらいしか持っていくことができませんでしたけど、私のものじゃなくて、そのフードバンクからのものを持っていきました。

そういった意味では、こういうお宅は実はたくさんあると思うんです。でも、ＳＯＳを出さなきゃ分からないんですよね。

今、70後半になりますので、あと10年もすれば片方の方がもし亡くなられたら、１人になると年金は半分近く減ってしまうわけですね。そういった場合に、その子供さんはどうするのか

ということを考えちゃうんです。両親がいなくなったときに子供の支援はどうするのか、サポートはどうするのかというのを町行政に持っていくしかないとは思うんですけれど、最終的にはお金も、就労していないから入らないということになりますので、こういった場合にどういう、どのような支援体制を取っていくのかお尋ねをします。

○議長（飯沼　満君）　民生部長　石原宏一君。

○民生部長兼健康福祉課長（石原宏一君）　今、鈴木議員の言われました本当に複雑化、複合した家庭とか課題が非常に多くございます。中には、今言われたように貧困で、また障がい者があったり高齢者を抱える家庭がございます。

厚生労働省が言っておりますが、伴走型支援。本当にその家庭に寄り添った支援をして、何がその方に必要か、何が一番大事かということを考えながら支援をしていきたいというふうに行政は思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　ＳＯＳを出せば支援にも入れると思うんですが、なかなか、とどのつまり、何ともならなくなったときしか支援を行政はしないんですよね。やっぱりあまり世話をさせたらいかんという、そういう人たちの気持ちもあるでしょうし、もし食べ物がなかったらどうしたらいいかということを考えられなかったら、行政に来るかもしれないんです。

そのとき、行政はありますから取りに来てください、そういう対応じゃなくて、やはり持っていっていただけるような職員体制というのはないでしょうか。

皆さん、大変な思いで福祉の仕事をしていらっしゃるから忙しい方ばかりなんですけど、社会福祉協議会の人が、そういう担当部局の人が例えばお米とかそういうものを持っていってあげるということはできないんでしょうかね。

○議長（飯沼　満君）　民生部長　石原宏一君。

○民生部長兼健康福祉課長（石原宏一君）　いろんな事例がございます。

１つですが、近々、本当に食べるものがない、非常に持っているお金もない。ちょっと倒れてみえた方がおられます。その方は病院に入院されました。もちろん、帰ってきてからも食べ物がないので、もちろん言われていたように町の社会福祉協議会が御案内しますが、町の職員がフードバンクから食料を頂いて持っていったという事例がございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　ありがとうございます。

動くこともできなければ、やはり持っていくしかないと思うんですが、以前、社会福祉協議

会に連絡しましたら御自分で取りに来てくださいと言われたもので、行くことができない人はどうやって取りに行くんだろうというふうに思ったんですけど、隣近所の人がお手伝いしてくれればあれだけど、そういうこともつながりが薄過ぎて隣近所がどうなっているのかも分からない。

でも、今度の６次総では、実はこの点を非常に注視しているんですよね。そういった意味では、会議等でもぜひ言っていただきたいなと思うんですけど、人とのつながりを大切にするという項目が含まれていたと思うんです。

そういう意味で、やはり民生委員や福祉委員の人ばかりじゃなくて、地域がやっぱり助け合うということが非常に大切だと思いますので、その点も会議等で常にお話ししていただきたいなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（飯沼　満君）　民生部長　石原宏一君。

○民生部長兼健康福祉課長（石原宏一君）　鈴木議員のおっしゃるとおり、非常に大事な課題であります。

民生委員児童委員の会議におきましても、それ以外の会議におきましてはいろんな機会を設けてお話をしておりますが、今後もさらに伝えていきたいというふうに思います。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　以前、娘さんとお父さんが、違う方の話です。お父さんが病院から帰ってきて、食べるものもない、お金もないと言われて、その連絡が入ったんです。近所の人が、私は１日分御飯を持っていったよと言われたもので、ああ、そう、なら何とかちょっとフードバンクのセンターに頼んで持っていけるようにやるわと、そういう話をして、その言われた方と一緒に持っていったんです。私が持っていくと誰か分からへんし、町行政の者でもないし。

そうしたら、その方が大変喜ばれたんですけど、私が何か月かたって、あの方はどうしているの、もう生活できるのと。うん、もう働いているよと言われた。働いて、食べるのは何とか食べているからいいよと言われたわといって、ああ、支援ってこういうふうにつながるんだと。支援ばっかりしなきゃならない人もいますけど、人の温かみを通じて自分でできることはやらないかんということを少しでも感じていただけたらなと私は思ったんです。

一回しかしていないけどよかったなというふうに思ったんですけど、そういう意味ではいろんな方が見えます。常にないないと言う人もいますし、それからなくてもよう言わなくて我慢している人もいますので、本当にその辺が重層的支援で全部横のつながりをして話合いをして、話し合っていたら、この人の意見は、いや、この人は物がいっぱいあるよ、こっちは全然ないよというような話も出てきますので、その重層的支援というのは非常に大事だと思います。

いい内容だと思いますが、これは令和２年にできたんですよね。国のほうが。

○議長（飯沼　満君）　民生部長　石原宏一君。

○民生部長兼健康福祉課長（石原宏一君）　ちょっと令和２年ぐらいかと思いますが、神戸町におきましては令和４年度からです。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯沼　満君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　ちょっと遅れぎみなんですが、部長に聞きましたら、安八郡の広域のほうで神戸町が一番先駆けてやるわけですので、本当にモデルケースになると思います。全力を挙げてよろしくお願いいたしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（飯沼　満君）　これをもって一般質問を終わります。

○議長（飯沼　満君）　以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時27分　散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和７年３月12日

議　会　議　長　　飯　沼　　満

署　名　議　員　　西　脇　博　文

署　名　議　員　　小　川　榮　一

令 和 7 年 第 2 回 神 戸 町 議 会 定 例 会

（ 第 3 号 ）

令 和 7 年 3 月 13 日 （ 木 曜 日 ）

議　事　日　程（第３号）

令和７年３月13日（木曜日）午前９時30分開議

日程第１　議第８号　神戸町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

日程第２　議第９号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第３　議第10号　神戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び神戸町税条例の一部を改正する条例について

日程第４　議第11号　神戸町監査委員条例等の一部を改正する条例について

日程第５　議第12号　神戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び神戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第６　議第13号　神戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第７　議第14号　神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第８　議第15号　神戸町移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第９　議第16号　神戸町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10　議第17号　神戸町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第11　議第18号　神戸町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12　議第19号　令和６年度神戸町一般会計補正予算（第５号）

日程第13　議第20号　令和７年度神戸町一般会計予算

日程第14　議第21号　令和７年度神戸町国民健康保険特別会計予算

日程第15　議第22号　令和７年度神戸町後期高齢者医療特別会計予算

日程第16　議第23号　令和７年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計予算

日程第17　議第24号　令和７年度神戸町学校給食事業特別会計予算

日程第18　議第25号　令和７年度神戸町水道事業会計予算

日程第19　議第26号　令和７年度神戸町下水道事業会計予算

日程第20　議第27号　町道路線の認定について

日程第21　議第28号　町道路線の変更について

日程第22　議第29号　令和６年度神戸町一般会計補正予算（第６号）

日程第23　議 第 30号　人権擁護委員候補者の推薦について

日程第24　議 第 31号　教育委員会教育長の任命について

日程第25　町議第１号　上水道特別委員会の廃止について

日程第26　町議第２号　神戸町議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第27　町議第３号　神戸町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

日程第28　町議第４号　神戸町議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第29　町議第５号　神戸町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

出席議員（１０名）

議　長	飯　沼　　満　君	副議長	小　川　榮　一　君
１　番	深　貝　仁　則　君	２　番	大　場　光　晴　君
３　番	宮　嶋　健太郎　君	５　番	西　脇　博　文　君
６　番	林　　利　雄　君	７　番	宮　嶋　三　郎　君
９　番	宮　川　一　美　君	10　番	鈴　木　愛　子　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町　　長	藤　井　弘　之　君	副　町　長	金　指　義　樹　君
教　育　長	宇　野　秀　宣　君	総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	河　出　真　志　君
民生部長兼 健康福祉課長	石　原　宏　一　君	産業建設部長兼 企業誘致推進室長	土　屋　典　生　君
教育部調整監兼 生涯学習課長	小　野　　健　君	会計管理者兼 税務課長	藤　井　徳　明　君
まちづくり 戦略課長	和　藤　潤　司　君	住民保険課長	末　村　春　美　君
子ども家庭課長	清　水　利　恵　君	建設課長	堀　　智　君
産業環境課長	佐　藤　森　行　君	上下水道課長	立　木　正　一　君
教育課長	大　坪　由　美　君		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹　下　政　文	書　　記	前　田　有　香

午前９時30分　開議

○議長（飯沼　満君）　皆さん、おはようございます。

昨日今日あたりは非常に暖かい日が続いておりますが、まだまだ寒くなってくるかも分かりません。なかなか桜の開花予想というのも難しい今年かなと思っております。

今日は最終日になりますが、ひとつよろしくお願いします。

では、これより本日の会議を開きます。

議第８号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第１、議第８号　神戸町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第８号　神戸町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議第９号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第２、議第９号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第９号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議第10号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第３、議第10号　神戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び神戸町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第10号　神戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び神戸町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第11号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第４、議第11号　神戸町監査委員条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第11号　神戸町監査委員条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第12号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第５、議第12号　神戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び神戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第12号　神戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び神戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第13号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第６、議第13号　神戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第13号　神戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第14号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第７、議第14号　神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第14号　神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第15号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第８、議第15号　神戸町移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第15号　神戸町移動等の円滑化のために必要な特定公園施

設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第16号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第９、議第16号　神戸町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第16号　神戸町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第17号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第10、議第17号　神戸町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第17号　神戸町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第18号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第11、議第18号　神戸町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第18号　神戸町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第19号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第12、議第19号　令和６年度神戸町一般会計補正予算（第５号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第19号　令和６年度神戸町一般会計補正予算（第５号）は、原案のとおり可決されました。

議第20号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第13、議第20号　令和７年度神戸町一般会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第20号　令和７年度神戸町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

議第21号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第14、議第21号　令和７年度神戸町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第21号　令和７年度神戸町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議第22号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第15、議第22号　令和７年度神戸町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第22号　令和７年度神戸町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議第23号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第16、議第23号　令和７年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第23号　令和７年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議第24号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第17、議第24号　令和７年度神戸町学校給食事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第24号　令和７年度神戸町学校給食事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議第25号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第18、議第25号　令和７年度神戸町水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第25号　令和７年度神戸町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

議第26号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第19、議第26号　令和７年度神戸町下水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第26号　令和７年度神戸町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

議第27号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第20、議第27号　町道路線の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第27号　町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

議第28号について（質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第21、議第28号　町道路線の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第28号　町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。

議第29号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第22、議第29号　令和６年度神戸町一般会計補正予算（第６号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長　金指義樹君。

○副町長（金指義樹君）　それでは、本日追加提案させていただきます１議案について御説明を申し上げます。

日程第22、議第29号　令和６年度神戸町一般会計補正予算（第６号）です。

補正予算書を御覧いただきたいと思います。

令和６年度神戸町一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第１表　歳出予算補正」による。

第２条、繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

それでは、予算書の最終の４ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算は、歳出のみであります。

初めに、款２総務費、項１総務管理費、目４財産管理費では、節24が積立金で550万円の減額補正です。

今回の補正予算において、予算総額の増減は行わず、予算額を調整するため、101、基金の積立金を減額するものであります。

その下、款10教育費、項５保健体育費、目１保健体育施設管理費、節14工事請負費において、町民体育館天井構造材落下防止ネット設置工事として550万円の増額補正です。２階競技場については、現在利用者の方々に御不便をおかけしておりますので、一日でも早く全面開放できるよう、その対策工事費の計上をするものであります。安全対策を行うための工事として、天井構造材が落下した際には、受け止めるためのネットの設置工事を天井の全てに行うもので、その経費が550万円となります。

以上が歳出の内容となります。

お戻りをいただきまして、２ページを御覧いただきたいと思います。

第２表　繰越明許費補正です。

追加といたしまして、御覧の表のとおり、款10教育費、項５保健体育費、事業名、町民体育

館天井構造材落下防止ネット設置事業で金額550万円。この事業を令和７年度に繰り越すものであります。

以上、令和６年度神戸町一般会計補正予算（第６号）についての説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜り、御議決いただきますようお願いを申し上げまして、提案説明を終わります。

○議長（飯沼　満君）　これより議第29号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第29号　令和６年度神戸町一般会計補正予算（第６号）は、原案のとおり可決されました。

議第30号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第23、議第30号　人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　それでは、日程第23、議第30号　人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員法第６条第３項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

記として、[redacted]氏名、新田京子さん。[redacted]です。

現在の人権擁護委員の今津礼子さんが令和７年６月30日に５期目の任期が満了となり退任される予定でありますので、後任としてお願いするものでございます。任期は３年で、令和７年７月１日から令和10年６月30日までです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（飯沼　満君）　これより議第30号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第30号　人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

議第31号について（提案説明・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第24、議第31号　教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　それでは、日程第24、議第31号　教育委員会教育長の任命について御説明申し上げます。

次の者を教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記として、[redacted]氏名、岡田勝彦さん。[redacted]です。

現教育長の宇野秀宣さんが今月31日に２期目の任期が満了となり勇退されるため、後任としてお願いするものでございます。

岡田さんは、下宮小学校、神戸中学校の卒業生で、昭和63年４月に教職に就かれ、この間、神戸町内では、神戸中学校、神戸小学校、南平野小学校の教諭として、また平成29年には、北小学校校長として、さらに割愛により、神戸町教育委員会で教育課の指導主事、また教育課長としてお勤めをいただきました。現在は神戸中学校の校長です。このように、学校現場と教育行政に長年携わってこられ、豊富な経験と知識に加え、神戸町の教育事情に精通されている方であります。任期は、令和７年４月１日から令和10年３月31日までの３年間でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（飯沼　満君）　お諮りします。本案は、質疑・討論を省略し、ただちに採決したいと思

います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は、質疑・討論を省略し、ただちに採決することに決定しました。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第31号　教育委員会教育長の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

町議第１号について（委員長報告・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第25、町議第１号　上水道特別委員会の廃止についてを議題とします。

上水道特別委員会に付託した調査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

上水道特別委員会委員長　西脇博文君。

○上水道特別委員会委員長（西脇博文君）　ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、上水道特別委員会の調査結果を御報告申し上げます。

この特別委員会は、上水道料金の見直し等を協議するため、令和５年度に設置され、約２年間にわたり慎重に調査・研究をしてまいりました。

水道事業の健全な経営を維持し、必要な財源を確保するため、令和６年９月議会において、水道料金を令和７年度から引き上げる神戸町水道給水条例の一部改正が承認されました。よって、本委員会に付託されました調査・研究が終了いたしましたので、上水道特別委員会を廃止したいと思います。

以上、議員各位には御賛同を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（飯沼　満君）　お諮りします。本案は、委員長報告のとおり上水道特別委員会に付託された調査は終了しましたので、上水道特別委員会を廃止したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、町議第１号　上水道特別委員会の廃止については、原案のとおり決定しました。

町議第２号から町議第５号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（飯沼　満君）　日程第26、町議第２号　神戸町議会委員会条例の一部を改正する条例に

ついて、日程第27、町議第３号　神戸町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、日程第28、町議第４号　神戸町議会会議規則の一部を改正する規則について、日程第29、町議第５号　神戸町議会傍聴規則の一部を改正する規則について、以上４議案を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

林　利雄君。

○６番（林　利雄君）　それでは、私のほうから、町議第２号　神戸町議会委員会条例の一部を改正する条例についてから町議第５号　神戸町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてまで、４議案につきまして、順次御説明申し上げます。

初めに、町議第２号　神戸町議会委員会条例の一部を改正する条例について発案しましたので御説明いたします。

趣旨説明として、標準町村議会委員会条例の改正に伴い、所要の整備等を行うため、この条例を定めようとするものであります。

１枚おめくりいただき、神戸町条例第12号　神戸町議会委員会条例の一部を改正する条例。

神戸町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文と附則であります。次に新旧対照表、最後に改正点の概要がつけてありますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

１．改正の趣旨は、先ほどの趣旨説明と同様であります。

２．改正の内容は、第５条の特別委員会の設置関係では、本条第２項では、文言の整理をするとともに、特別委員の選任について規定した第６条第３項中、議会において選任しが、同条第４項中、議長が会議に諮って指名すると重複していることから、議会において選任しを削り、本条第３項に移動させるものであります。

また、第６条の委員の選任関係では、旧第６条の規定から第２項を削除し、第３項の特別委員の在任期間に関する規定中、議会において選任しを削り、第５条第３項に移動させ、第１項を第２項とし、第４項を第１項とし、第５項から第７項までを２項ずつ繰り上げるものであります。

３．施行期日として、この条例は令和７年４月１日から施行するものであります。

次に、町議第３号　神戸町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、次のとおり発案いたしましたので御説明いたします。

趣旨説明として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、この条例を定めようとするものであります。

１枚おめくりいただき、神戸町条例第13号　神戸町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。

神戸町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文と附則と経過措置であります。次に新旧対照表、最後に改正点の概要がつけてありますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

１．改正の趣旨は、先ほどの趣旨説明と同様であります。

２．改正の内容は、第２条から第48条までの改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、文言や引用する規定の条項について整理を行うものであります。

第53条から第55条までの改正は、刑法等の一部を改正する法律の施行により懲役を廃止し、これに代えて拘禁刑が創設されたことに伴い、それぞれ規定中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものであります。

３．施行期日等として、この条例は令和７年４月１日から施行する。ただし、第53条から第55条までの改正規定は令和７年６月１日から施行するもので、経過措置として、令和７年６月１日前にした行為の処罰については、なお従前の例によるものとするものであります。

次に、町議第４号　神戸町議会会議規則の一部を改正する規則について、次のとおり発案しましたので御説明いたします。

趣旨説明として、標準町村議会会議規則の改正に伴い、所要の整備等を行うため、この規則を定めようとするものであります。

１枚おめくりいただき、神戸町議会規則第１号　神戸町議会会議規則の一部を改正する規則。

神戸町議会会議規則の一部を次のように改正する。

以下、改正条文と附則であります。次に新旧対照表、最後に改正点の概要がつけてありますので、御覧いただきたいと思います。

１．改正の趣旨は、先ほどの趣旨説明と同様であります。

２．改正の内容は、第９条の会議時間の関係では、第２項を改正し、会議中は、議長は会議に宣告することにより、会議時間の変更ができることとし、第３項を新設し、会議外である場合において議長が災害など緊急を要し、特に必要と認めるときは、会議時間を変更できることを明示するものであります。

また、第103条の携帯品関係では、現在の法令では使用されない用語の改正を行うもので、病気、その他の理由により必要と認められる携帯品について、議長の許可制から届出制に改めるものであります。

３．施行期日として、この条例は令和７年４月１日から施行するものであります。

次に、町議第５号　神戸町議会傍聴規則の一部を改正する規則について、次のとおり発案しましたので御説明いたします。

趣旨説明として、標準町村議会傍聴規則の改正に伴い、所要の整備等を行うため、この規則を定めようとするものであります。

１枚おめくりいただき、神戸町議会規則第２号　神戸町議会傍聴規則の一部を改正する規則について。

神戸町議会傍聴規則の一部を次のように改正する。

以下、改正条文と附則であります。次に新旧対照表、最後に改正点の概要がつけてありますので、御覧いただきたいと思います。

１．改正の趣旨は、先ほどの趣旨説明と同様であります。

２．改正の内容は、第２条の傍聴人の定員関係は、見出しと表現を合わせる改正で、第３条の傍聴の手続関係は、傍聴人の特定は、住所及び氏名で足り、年齢までは必要ないため、年齢を削除するものであります。

第４条の傍聴券関係は、傍聴人と傍聴券の交付を受けた者の表記が混在しているため、「傍聴券の交付を受けた者」に統一するものであります。

第６条の傍聴席に入ることができない者関係では、傍聴人へ持込禁止物がなるべく分かりやすいように例示するとともに、聴覚的に会議妨害となるものの規定等を最近の社会情勢の変化に対応するため削除するほか、文言の整理を併せて行うものであります。

第７条の傍聴人の守るべき事項関係では、静粛を旨とすることを包括的に規定するため、所要の整理を行うもので、第４号は傍聴席における禁止事項であるため、第８条から移動し、第９条の係員の指示を第８条とし、第10条の違反に対する措置を第９条とするものであります。

別記様式関係では、第３条の改正と同様で、傍聴人の特定は、住所及び氏名で足りるため、別記様式第１中、年齢の項を削除するものであります。

３．施行期日として、この規則は令和７年４月１日から施行するものであります。

以上、町議第２号から第５号の提案説明とさせていただきます。議員各位には御賛同を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（飯沼　満君）　日程第26、町議第２号　神戸町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、町議第２号　神戸町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第27、町議第３号　神戸町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、町議第３号　神戸町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第28、町議第４号　神戸町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、町議第４号　神戸町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

日程第29、町議第５号　神戸町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、町議第５号　神戸町議会傍聴規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

○議長（飯沼　満君）　以上で、今定例会に付議されました案件は全て議了しました。

ここで、３月末をもって退任されます宇野秀宣教育長から退任の挨拶の申出がありましたので、これを許可します。

教育長　宇野秀宣君。

○教育長（宇野秀宣君）　議長のお許しをいただきましたので、高い席からで誠に恐縮ではございますが、一言御礼を申し上げます。

議員の皆様方には、この６年間、多大な御支援と御協力を賜りまして、誠にありがとうございました。心から感謝を申し上げます。

このところ、町内の小・中学校では、児童・生徒の数が減少している反面、支援を要する子どもの数は徐々に増えてきております。そして、保護者からの要望も多様化するなど、現場の先生方の負担というのは確実に増えてきているのかなというふうに思います。

そうした中で、先ほど選任同意いただきましたように、岡田勝彦先生に後嗣を託するわけでございますけれども、先ほど町長の経歴紹介にもありましたように、岡田先生は長年にわたって神戸町の学校教育に携わってこられた方でございます。したがいまして、これからの神戸町の教育行政を的確にリードしていただけるというふうに思いますので、これからも引き続き神戸町教育委員会に対しまして、温かい御支援を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

最後になりましたけれども、議員各位の御健勝と御多幸、そして神戸町議会のますますの御発展を祈念申し上げまして、御礼の言葉とさせていただきます。本当にお世話になりました。

ありがとうございました。

○議長（飯沼　満君）　それでは、宇野秀宣教育長に対しまして、議会を代表し、お礼を申し上げます。座って失礼します。

宇野教育長様には、２期６年にわたり町教育行政並びに町政発展のために多大なる御尽力を賜り、誠にありがとうございました。今後とも健康には十分御留意いただき、町政はじめ町教育行政に対し、御指導と御協力をいただきますようお願いを申し上げ、議会を代表しまして深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○教育長（宇野秀宣君）　過分なるお言葉をありがとうございました。

○議長（飯沼　満君）　これをもって、令和７年第２回神戸町議会定例会を閉会します。

慎重審議、誠に御苦労さまでした。

午前10時22分　閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和７年３月13日

議　会　議　長　　飯　沼　　満

署　名　議　員　　西　脇　博　文

署　名　議　員　　小　川　榮　一